



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成31年3月22日(金) 号外(第2号)

目次

条 例	ページ
○群馬県部設置条例及び群馬県地域機関設置条例の一部を改正する条例(総務課)	2
○群馬県いじめ問題等対策委員会及びいじめ再調査委員会の設置等に関する条例の一部を改正する条例(同)	3
○群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(人事課)	3
○職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例(同)	4
○消費税法及び地方税法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例(財政課)	5
○群馬会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(管財課)	24
○工業標準化法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例(学事法制課)	25
○群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例(情報政策課)	26
○群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(児童福祉課)	26
○群馬県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例(健康福祉課)	27
○群馬県医師確保研修学修資金貸与条例等の一部を改正する条例(医務課)	28
○群馬県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例(介護高齢課)	29
○群馬県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(同)	29
○群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例(障害政策課)	30
○群馬県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例(同)	36
○群馬県森林環境譲与税基金条例(林政課)	36
○群馬県林業試験場手数料条例の一部を改正する条例(同)	37
○群馬県鳥獣被害対策の推進に関する条例(農政課)	38
○群馬県家畜伝染病予防法関係手数料条例及び群馬県家畜保健衛生所手数料条例の一部を改正する条例(畜産課)	41
○群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(工業振興課)	42
○群馬県所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法関係手数料条例(監理課)	44
○群馬県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(道路管理課)	45
○群馬県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例(河川課)	45
○群馬県立公園条例の一部を改正する条例(都市計画課)	46
○群馬県県営住宅管理条例の一部を改正する条例(住宅政策課)	50
○群馬県立学校職員定数条例及び群馬県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例(学校人事課)	51
○群馬県民の読書活動の推進に関する条例(生涯学習課)	52
○群馬県文化財保護条例の一部を改正する条例(文化財保護課)	53
○群馬県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(水道課)	54
○群馬県水道用水供給事業に係る布設工事監督者を配置すべき水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例(同)	54
○群馬県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(病院局総務課)	55

## ■ 条 例

群馬県部設置条例及び群馬県地域機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

群馬県知事 大澤 正明

## 群馬県条例第一号

## 群馬県部設置条例及び群馬県地域機関設置条例の一部を改正する条例

(群馬県部設置条例の一部改正)

第一条 群馬県部設置条例(平成十九年群馬県条例第五十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「環境森林部」を「森林環境部」に改める。

第二条第二号中「国際戦略」を「国際施策の推進」に改め、同条第六号中「環境森林部」を「森林環境部」に改め、イを削り、ロをイとし、ハをロとし、同号に次のように加える。

## ハ 環境に関する事項

(群馬県地域機関設置条例の一部改正)

第二条 群馬県地域機関設置条例(平成十六年群馬県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

第十条の見出し中「環境森林事務所」を「森林環境事務所」に改め、同条第一項中「環境及び森林」を「森林及び環境」に、「環境森林事務所、環境事務所(環境に関する事務に限る。 )及び森林事務所(森林)を「森林環境事務所、森林事務所(森林に関する事務に限る。 )及び環境事務所(環境)」に改め、同条第二項中「環境森林事務所、環境事務所及び森林事務所」を「森林環境事務所、森林事務所及び環境事務所」に改め、同項の表中「群馬県西部環境森林事務所」を「群馬県西部森林環境事務所」に、「群馬県吾妻環境森林事務所」を「群馬県吾妻森林環境事務所」に、「群馬県利根沼田環境森林事務所」を「群馬県利根沼田森林環境事務所」に改める。

## 附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

群馬県いじめ問題等対策委員会及びいじめ再調査委員会の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第二号

群馬県いじめ問題等対策委員会及びいじめ再調査委員会の設置等に関する条例の一部を改正する条例

群馬県いじめ問題等対策委員会及びいじめ再調査委員会の設置等に関する条例（平成二十七年群馬県条例第一号）の一部を次のように改正する。

成二十七年群馬県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「総務部」を「こども未来部」に改める。

附則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第三号

群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成六年群馬県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

一部を次のように改正する。

第三条第三項中「この項及び次項並びに次条第三項において」を削る。

第四条に次の一項を加える。

4 任命権者は、第一項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定められる職員

（育児短時間勤務職員等を除く。）のうち、前条第四項各号に掲げる職員で人事委員会規則で定めるものについて、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員

の申告を考慮して、第一項の規定により割り振られた週休日に加えて当該職員の週

休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと

認める場合には、第二項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところによ

り、職員の申告を経て、単位期間ごとの期間につき第一項の規定により割り振られ

た週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき第二条に規定する

勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

第十条第二項本文中「以外の勤務」の下に「（以下「時間外勤務」という。）」を

加え、同項ただし書中「正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の

勤務」を「時間外勤務」に改め、同条に次の二項を加える。

3 前項の規定により時間外勤務をすることを命ずることができる時間の上限（次項

において「限度時間」という。）は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定

める時間（労働基準法別表第一に掲げる事業に従事する職員（次項において「別表

職員」という。）にあつては、同法第三十六条第一項の規定により延長した労働時

間）とする。

一 次号に掲げる場合以外の場合 一箇月については四十五時間、一年度について

は三百六十時間

二 業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に前号の時間を超えて時間外勤務を命ずる

は三百六十時間

必要がある場合 一箇月については百時間に満たない時間、直近二箇月から六箇月までについては二箇月平均八十時間、一年度については七百二十時間

4 前項の規定にかかわらず、任命権者は、別表職員以外の職員が大規模な災害への対応に関する業務その他の人事委員会規則で定める業務を処理する場合に限り、人事委員会規則の定めるところにより、人事委員会の許可を受けて、当該職員に対し、限度時間を超えて時間外勤務をすることを命ずることができる。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の第四条第四項の申告は、人事委員会規則の定めるところにより、この条例の施行の日前においても行うことができる。

職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成三十一年三月二十二日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第四号

職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

職員の自己啓発等休業に関する条例(平成十九年群馬県条例第七十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「第四百四条第四項第二号」を「第四百四条第七項第二号」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第四条第二号に規定する課程には、学校教育法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第四十一号)による改正前の学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四百四条第四項第二号の規定により同法第八十三条に規定する大学(当該大学に置かれる同法第九十一条に規定する専攻科及び同法第九十七条に規定する大学院を含む。)の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程を含むものとする。

消費税法及び地方税法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。  
平成三十一年三月二十二日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第五号

消費税法及び地方税法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(群馬県衛生環境研究所及び群馬県食品安全検査センター手数料条例の一部改正)

第一条 群馬県衛生環境研究所及び群馬県食品安全検査センター手数料条例(昭和二十四年群馬県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

別表生物学的試験検査の項中

五、二八〇円
一一、一〇〇円
九三、九〇〇円
二五、四〇〇円
四、二三〇円
五、八五〇円
八、八五〇円
五、二八〇円
八、四二〇円
一、六五〇円
五、二八〇円
一五、一〇〇円
一五、六〇〇円
二七、七〇〇円
三八、〇〇〇円

を

五、三七〇円
一一、三〇〇円
九五、六〇〇円
二五、八〇〇円
四、三〇〇円
五、九五〇円
九、〇一〇円
五、三七〇円
八、五七〇円
一、六八〇円
五、三七〇円
一五、三〇〇円
一五、八〇〇円
二八、二〇〇円
三八、七〇〇円

に改め、同表飲料水試

試験検査の項中

二五、四〇〇円
八六、二〇〇円
八、〇六〇円
四、五七〇円
一五、八〇〇円

を

二五、八〇〇円
八七、七〇〇円
八、二〇〇円
四、六五〇円
一六、〇〇〇円

に改め、同表理化学試

試験検査の項中

一八三、二〇〇円
三、二六〇円
五、九七〇円
三、二六〇円
三、二六〇円
五、九七〇円
三、二六〇円
一五四、八〇〇円

七八〇円
一、〇九〇円
三、九九〇円
八、三九〇円
四〇、二〇〇円
二二、八〇〇円
九二、七〇〇円

七九〇円
一、一一〇円
四、〇六〇円
八、五四〇円
四〇、九〇〇円
二二、二〇〇円
九四、四〇〇円

五、九〇〇円	一、一〇〇〇円	四、一〇〇円	五、二〇〇円	一、九〇〇円	一、一〇〇〇円	一、三〇〇円	一、七〇〇円	一、五〇〇円	七、六二〇円	六、五六〇円	五、九〇〇円	八、九一〇円	七、九二〇円	三、一二〇円	四、一七〇円	三〇、九〇〇円	一、二〇〇円	五、一〇〇円	二、一四〇円	四、三七〇円
--------	---------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------

を

六、〇〇〇円	一、一、二〇〇円	四、一八〇円	五、二、一〇〇円	二〇、二〇〇円	一、一、二〇〇円	一、一、五〇〇円	一、八、〇〇〇円	一、五、五〇〇円	七、七六〇円	六、六八〇円	五、三、八〇〇円	九、〇七〇円	八、〇六〇円	三、一七〇円	四、二四〇円	三、一、四〇〇円	一、二、四〇〇円	五、一九〇円	二、一七〇円	四、四五〇円
--------	----------	--------	----------	---------	----------	----------	----------	----------	--------	--------	----------	--------	--------	--------	--------	----------	----------	--------	--------	--------

に改める。

一〇、〇八〇円	三、四二〇円	二、二二〇円	一、九〇〇円	三、三〇〇円	四、二五〇円	八、五三〇円	一、五、五〇〇円	三、一、七〇〇円
---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	----------	----------

一〇、二〇〇円	三、四八〇円	二、二六〇円	一、一〇〇円	三、九〇〇円	四、三二〇円	八、六八〇円	一、五、七〇〇円	三、二、二〇〇円
---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	----------	----------

(群馬県繊維工業試験場手数料条例の一部改正)

第二条 群馬県繊維工業試験場手数料条例(昭和二十四年群馬県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

別表金額の欄を次のように改める。

一、一五〇円	八三〇円	七二〇円	五七〇円	一、二五〇円	二、二〇〇円	一、二〇〇円	金 額
--------	------	------	------	--------	--------	--------	-----

一、九三〇円	九三〇円	四一〇円	二、七七〇円	二、三五〇円	二、三五〇円	五一〇円	一八、一〇〇円以内において知事の定める額	一、五六〇円を加える。 五、二三〇円。ただし、一件を超える場合は、その超える件数一件ごとに	二、八七〇円	一、八二〇円	五、三三〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	八八〇円	九八〇円	九三〇円。ただし、有機溶剤を使う場合は、二、六一〇円	一、二五〇円	五七〇円	八三〇円	八八〇円
--------	------	------	--------	--------	--------	------	----------------------	--	--------	--------	--------	--------	--------	------	------	----------------------------	--------	------	------	------

一八、一〇〇円以内において知事の定める額	四、四〇〇円	一八、一〇〇円	二、三五〇円。ただし、一成分を増すごとに八三〇円を加える。	二、九二〇円	一、三五〇円	九三〇円	九八〇円	一、一五〇円	九三〇円	九八〇円	九八〇円	九三〇円	九八〇円	九八〇円	一三、八〇〇円	七、四三〇円	四、二八〇円	二、七一〇円	六、四八〇円	三、三〇〇円
----------------------	--------	---------	-------------------------------	--------	--------	------	------	--------	------	------	------	------	------	------	---------	--------	--------	--------	--------	--------

二、九八〇円。ただし、一成分を増すごとに八三〇円を加える。	二、四〇〇円
三、三五〇円。ただし、一成分を増すごとに九三〇円を加える。	八八〇円
	一、三〇〇円
	三、三〇〇円
三、四〇〇円に次に掲げる額を加えた額	
一 糸の本数が一、〇〇〇本を超える場合は、その超える本数一、〇〇〇本までごとに六二〇円を加えた額	
二 糸の長さが次に掲げる場合に該当するときは、次に定める額	
イ 糸の長さが一〇メートルを超え七〇メートル以下の場合 その超える長さ五メートルまでごとに七二〇円を加えた額	
ロ 糸の長さが七〇メートルを超える場合 八、六七〇円にその超える長さ七メートルまでごとに一、一〇〇円を加えた額	
二、二五〇円に次に掲げる額を加えた額	
一 糸の本数が一、〇〇〇本を超える場合は、その超える本数一、〇〇〇本までごとに二〇〇円を加えた額	
二 糸の長さが次に掲げる場合に該当するときは、次に定める額	
イ 糸の長さが一〇メートルを超え七〇メートル以下の場合 その超える長さ五メートルまでごとに三〇〇円を加えた額	
ロ 糸の長さが七〇メートルを超える場合 三、六六〇円にその超える長さ七メートルまでごとに五一〇円を加えた額	
	三〇〇円
	三五〇円
	一、一〇〇円
	八八〇円
	一、一五〇円
	一、五一〇円

	三、四五〇円
	一、一〇〇円
	一、三五〇円
	三、三五〇円
一八、一〇〇円以内において知事の定める額	
	三、三五〇円
	四、八六〇円
	五一〇円
	六、一七〇円
	二、六一〇円
	四一〇円
	四、〇二〇円
六、八五〇円。ただし、規定の大きさを超える場合は二、六一〇円を加え、色数が増える場合はその増える色一色ごとに八八〇円を加え、印刷枚数が増える場合はその増える枚数一枚ごとに一、八二〇円を加える。	
一〇、二〇〇円。ただし、規定の大きさを超える場合は五、二三〇円を加え、色数が増える場合はその増える色一色ごとに八八〇円を加え、印刷枚数が増える場合はその増える枚数一枚ごとに一、八二〇円を加える。	
八、三二〇円。ただし、規定の大きさを超える場合はその超える大きさ一〇〇平方センチメートルまでごとに七八〇円を加え、色数が増える場合はその増える色一色ごとに二、二〇〇円を加え、規定の大きさを超え、かつ、色数が増える場合はその超える大きさ一〇〇平方センチメートルまでごとに一色につき更に二〇〇円を加える。	
	一、〇三〇円
四一〇円。ただし、一通に記載されるこの表の区分ごとの試験等の成績の件数が一件を超える場合は、その超える件数一件ごとに二〇〇円を加える。	



(群馬県放牧場条例の一部改正)

第三条 群馬県放牧場条例(昭和二十五年群馬県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第六条 第一項の表冬季放牧をする乳用牛(新たに夏季放牧をするためにその年の四月から放牧をするものを除く。)の項中「七百二十円」を「七百三十円」に改め、同条第二項の表講義室の項中「八百八十円」を「八百九十円」に改め、同表宿泊室の項中「六百十円」を「六百二十円」に改める。

(群馬県種畜検査条例の一部改正)

第四条 群馬県種畜検査条例(昭和二十七年群馬県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第七条 第二号ロ中「六百十円」を「六百二十円」に改める。

(群馬県飼料分析及び鑑定手数料条例の一部改正)

第五条 群馬県飼料分析及び鑑定手数料条例(昭和三十三年群馬県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の表分析手数料の項中「二千六十円」を「二千二百円」に改め、同表鑑定手数料の項中「三千七百円」を「三千七百六十円」に改める。

(群馬県民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第六条 群馬県民会館の設置及び管理に関する条例(昭和四十六年群馬県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

別表利用料の欄を次のように改める。

利用料			
午前	午後	夜間	一日
三〇、三〇〇円	五二、二〇〇円	七二、八〇〇円	一四五、七〇〇円
三六、三〇〇円	六二、六〇〇円	八七、三〇〇円	一七四、八〇〇円
四八、五〇〇円	八三、五〇〇円	一一六、五〇〇円	一三三、二〇〇円
六〇、七〇〇円	一〇四、五〇〇円	一四五、七〇〇円	一九一、六〇〇円

午前、午後又は夜間一回につき	七五、八〇〇円	一三〇、五〇〇円	一八二、二〇〇円	三六四、五〇〇円
午前、午後又は夜間一回につき	三八、一〇〇円	六八、五〇〇円	九四、一〇〇円	一八九、六〇〇円
午前、午後又は夜間一回につき	四五、八〇〇円	八二、二〇〇円	一一二、八〇〇円	二二七、六〇〇円
午前、午後又は夜間一回につき	六一、一〇〇円	一〇九、六〇〇円	一五〇、六〇〇円	三〇三、四〇〇円
午前、午後又は夜間一回につき	七六、三〇〇円	一三七、一〇〇円	一八八、三〇〇円	三七九、三〇〇円
午前、午後又は夜間一回につき	九五、五〇〇円	一七一、四〇〇円	二三五、三〇〇円	四七四、二〇〇円
午前、午後又は夜間一回につき	九、七一〇円	一七、五〇〇円	二四、八〇〇円	四三、五〇〇円
午前、午後又は夜間一回につき	一一、五〇〇円	二〇、九〇〇円	二九、八〇〇円	五二、三〇〇円
午前、午後又は夜間一回につき	一五、四〇〇円	二八、〇〇〇円	三九、七〇〇円	六九、八〇〇円
午前、午後又は夜間一回につき	一九、三〇〇円	三五、一〇〇円	四九、八〇〇円	八七、二〇〇円
午前、午後又は夜間一回につき	二四、二〇〇円	四四、〇〇〇円	六二、三〇〇円	一〇九、〇〇〇円
午前、午後又は夜間一回につき	一三、二〇〇円	二三、〇〇〇円	三二、六〇〇円	五八、一〇〇円
午前、午後又は夜間一回につき	一五、八〇〇円	二七、六〇〇円	三九、二〇〇円	六九、八〇〇円
午前、午後又は夜間一回につき	二一、一〇〇円	三六、八〇〇円	五二、三〇〇円	九三、〇〇〇円
午前、午後又は夜間一回につき	二六、五〇〇円	四六、〇〇〇円	六五、四〇〇円	一一六、四〇〇円
午前、午後又は夜間一回につき	三三、二〇〇円	五七、五〇〇円	八一、八〇〇円	一四五、五〇〇円
午前、午後又は夜間一回につき	六、〇七〇円	六、〇七〇円	六、〇七〇円	一四、三〇〇円
午前、午後又は夜間一回につき	六、〇七〇円	六、〇七〇円	六、〇七〇円	一四、三〇〇円
午前、午後又は夜間一回につき	七、二八〇円	七、二八〇円	七、二八〇円	一八、〇〇〇円
午前、午後又は夜間一回につき	七、二八〇円	七、二八〇円	七、二八〇円	一八、〇〇〇円
午前、午後又は夜間一回につき	九、一〇〇円	九、一〇〇円	九、一〇〇円	二〇、五〇〇円



一人一泊につき三〇〇円	一人一泊につき六二〇円
一人一泊につき六二〇円	一人一泊につき二〇〇円
一人一泊につき一〇〇円	一人一泊につき二〇〇円
一人一泊につき二〇〇円	一人一泊につき二〇〇円
一人一泊につき二〇〇円	一人一泊につき四一〇円
一人一泊につき四一〇円	一人一泊につき八三〇円
一人一泊につき四一〇円	一人一泊につき二〇〇円

別表注三中「八百二十円」を「八百三十円」に改める。

(群馬県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第八条 群馬県立美術館の設置及び管理に関する条例(昭和四十九年群馬県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一群馬県立近代美術館の項及び群馬県立館林美術館の項中「一、〇二〇円」を「一、〇三〇円」に、「八二〇円」を「八三〇円」に改める。

別表第二群馬県立近代美術館の項中「六、六八〇円」を「六、八〇〇円」に、「八、二二〇円」を「八、三七〇円」に、「一四、九〇〇円」を「一五、一七〇円」に、「五、一四〇円」を「五、二三〇円」に、「二一、八二〇円」を「二二、〇三〇円」に改め、同表群馬県立館林美術館の項中

四、一一〇円	六、一七〇円	一〇、二八〇円
一、五四〇円	二、五七〇円	四、一一〇円

を

四、一八〇円	六、二八〇円	一〇、四六〇円
一、五六〇円	二、六一〇円	四、一七〇円

に改める。

(群馬県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第九条 群馬県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例(昭和五十四年群馬県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

別表特別の企画による展示を行っている場合の項中「一、〇二〇円」を「一、〇三〇円」に、「八二〇円」を「八三〇円」に改める。

(群馬県憩の森の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第十条 群馬県憩の森の設置及び管理に関する条例(昭和五十五年群馬県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

別表第二大会議室の項及び講義室の項中「八八〇円」を「八九〇円」に改める。  
(群馬県総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第十一条 群馬県総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例(昭和五十六年群馬県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一利用料金の欄を次のように改める。

利用料金			
	午前	午後	夜間
	二一、四〇〇円	二一、四〇〇円	二一、四〇〇円
	一六、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	一六、〇〇〇円
	一〇、六〇〇円	一〇、六〇〇円	一〇、六〇〇円
	五、四三〇円	五、四三〇円	五、四三〇円
	一三五、〇〇〇円	一三五、〇〇〇円	一三五、〇〇〇円
	二七五、六〇〇円	二七五、六〇〇円	二七五、六〇〇円
	六九一、七〇〇円	六九一、七〇〇円	六九一、七〇〇円
	一	一	一
	六四、二〇〇円	四八、〇〇〇円	三一、八〇〇円
	一六、二九〇円	四〇五、〇〇〇円	八二六、八〇〇円
	二、〇七五、一〇〇円		

一七、九〇〇円	一七、九〇〇円	一七、九〇〇円	五三、七〇〇円
一、四六〇円	一、四六〇円	一、四六〇円	四、三八〇円
二、八二〇円	二、八二〇円	二、八二〇円	八、四六〇円
一三八、三〇〇円	一三八、三〇〇円	一三八、三〇〇円	四一四、九〇〇円
五五、一〇〇円	五五、一〇〇円	五五、一〇〇円	一六五、三〇〇円
二六、九〇〇円	二六、九〇〇円	二六、九〇〇円	八〇、七〇〇円
一、四六〇円	一、四六〇円	一、四六〇円	四、三八〇円
二、八二〇円	二、八二〇円	二、八二〇円	八、四六〇円
四、二八〇円	四、二八〇円	四、二八〇円	一一、八四〇円
一三八、三〇〇円	一三八、三〇〇円	一三八、三〇〇円	四一四、九〇〇円
五五、一〇〇円	五五、一〇〇円	五五、一〇〇円	一六五、三〇〇円
二六、九〇〇円	二六、九〇〇円	二六、九〇〇円	八〇、七〇〇円
一、四六〇円	一、四六〇円	一、四六〇円	四、三八〇円
二、八二〇円	二、八二〇円	二、八二〇円	八、四六〇円
四、二八〇円	四、二八〇円	四、二八〇円	一一、八四〇円
二七六、七〇〇円	二七六、七〇〇円	二七六、七〇〇円	八三〇、一〇〇円
一一〇、二〇〇円	一一〇、二〇〇円	一一〇、二〇〇円	三三〇、六〇〇円
五三、九〇〇円	五三、九〇〇円	五三、九〇〇円	一六一、七〇〇円
四、二八〇円	四、二八〇円	四、二八〇円	一一、八四〇円
八、五八〇円	八、五八〇円	八、五八〇円	二五、七四〇円
三、二三〇円	三、二三〇円	三、二三〇円	九、六九〇円
四、二八〇円	四、二八〇円	四、二八〇円	一一、八四〇円

六八、五〇〇円	六八、五〇〇円	六八、五〇〇円	二〇五、五〇〇円
四〇、五〇〇円	四〇、五〇〇円	四〇、五〇〇円	一一一、五〇〇円
三、九七〇円	三、九七〇円	三、九七〇円	一一、九一〇円
八、〇六〇円	八、〇六〇円	八、〇六〇円	二四、一八〇円
三、一三〇円	三、一三〇円	三、一三〇円	九、三九〇円
三、一三〇円	三、一三〇円	三、一三〇円	九、三九〇円
四、七〇〇円	四、七〇〇円	四、七〇〇円	一四、一〇〇円
三、六六〇円	三、六六〇円	三、六六〇円	一〇、九八〇円
三、六六〇円	三、六六〇円	三、六六〇円	一〇、九八〇円
三、六六〇円	三、六六〇円	三、六六〇円	一〇、九八〇円
四、二八〇円	四、二八〇円	四、二八〇円	一一、八四〇円
二、六一〇円	二、六一〇円	二、六一〇円	七、八三〇円
二六、三〇〇円	二六、三〇〇円	二六、三〇〇円	七八、九〇〇円
四、一八〇円	四、一八〇円	四、一八〇円	一一、五四〇円
一三、一〇〇円	一三、一〇〇円	一三、一〇〇円	三九、三〇〇円
二、〇八〇円	二、〇八〇円	二、〇八〇円	六、二四〇円
一九、七〇〇円	一九、七〇〇円	一九、七〇〇円	五九、一〇〇円
一、五六〇円	一、五六〇円	一、五六〇円	四、六八〇円
三、一三〇円	三、一三〇円	三、一三〇円	九、三九〇円
九二、二〇〇円	九二、二〇〇円	九二、二〇〇円	二七六、六〇〇円
三六、七〇〇円	三六、七〇〇円	三六、七〇〇円	一一〇、一〇〇円



円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇

五二〇円	五二〇円	五二〇円	五二〇円	五二〇円	五二〇円
------	------	------	------	------	------

別表第三アイスアリーナ(スケート又はアイスホッケー)に使用する場合に限る。( )の項中「一、一三〇円」を「一、一五〇円」に、「八二〇円」を「八三〇円」に、「六一〇円」を「六二〇円」に改め、同表宿泊室の項中「一、一三〇円」を「一、一五〇円」に、「六一〇円」を「六二〇円」に改める。

別表第五使用料の欄を次のように改める。

使用料
二時間につき 六一、八〇〇円
二時間につき 三七七、〇〇〇円
二時間につき 一二五、六〇〇円
二時間につき 三七七、〇〇〇円
二時間につき 一三、九〇〇円
二時間につき 八四、一〇〇円
二時間につき 二七、八〇〇円
二時間につき 八四、一〇〇円
二時間につき 一三、九〇〇円
二時間につき 八四、一〇〇円
二時間につき 二七、八〇〇円
二時間につき 八四、一〇〇円
規則で定める額

別表第六の一般の項中「一、一三〇円」を「一、一五〇円」に、「八二〇円」を「八三〇円」に改め、同表高校生以下の項中「六一〇円」を「六二〇円」に改める。

(群馬県青少年会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)  
 第十二条 群馬県青少年会館の設置及び管理に関する条例(昭和五十七年群馬県条例第十二号)の一部を次のように改正する。  
 別表利用料金の欄を次のように改める。

利用料金			
午前	午後	夜間	一日
六、七九〇円	九、二三〇円	一一、五〇〇円	二七、五二〇円
一〇、二〇〇円	一三、七〇〇円	一七、四〇〇円	四一、三〇〇円
二、六一〇円	三、五五〇円	四、五〇〇円	一〇、六六〇円
四、一八〇円	五、六五〇円	七、一一〇円	一六、九四〇円
一、八八〇円	二、六一〇円	三、三五〇円	七、八四〇円
三、〇三〇円	四、一八〇円	五、二三〇円	一一、四四〇円
八三〇円	一、一五〇円	一、四六〇円	三、四四〇円
一、三五〇円	一、八八〇円	二、四〇〇円	五、六三〇円
四、三五〇円	五、九四〇円	七、五二〇円	一七、八一〇円
七、〇一〇円	九、四九〇円	一一、九〇〇円	二八、四〇〇円
二、〇五〇円	二、八九〇円	三、六二〇円	八、五六〇円
三、二三〇円	四、五四〇円	五、七一〇円	一三、四八〇円
一、五六〇円	二、〇五〇円	二、六五〇円	六、二六〇円
二、四五〇円	三、二三〇円	四、一四〇円	九、八二〇円
三、一四〇円	四、一二〇円	五、二二〇円	一一、四八〇円
四、九二〇円	六、四九〇円	八、三一〇円	一九、七二〇円

一人一泊につき	八八〇円	一、二九〇円	一、五四〇円	三、七一〇円
一人一泊につき	五九〇円	八三〇円	九四〇円	二、三六〇円
一人一泊につき	一、二九〇円	一、六七〇円	二、二〇〇円	五、一六〇円
一人一泊につき	八三〇円	一、〇七〇円	一、四三〇円	三、三三〇円
一人一泊につき	一、五六〇円	二、〇五〇円	二、六五〇円	六、二六〇円
一人一泊につき	三、七六〇円	五、〇五〇円	六、二三〇円	一五、〇四〇円
一人一泊につき	二、四一〇円	三、一四〇円	四、一四〇円	九、八二〇円
一人一泊につき	二、四一〇円	三、一四〇円	四、一四〇円	九、八二〇円
一人一泊につき	三、一四〇円	三、一四〇円	三、一四〇円	九、四二〇円
規則で定める額				

別表注三中「二千五百円」を「二千五百四十円」に、「三千七百七十円」を「三千八百三十円」に改める。

(群馬県立農林大学校の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第十三条 群馬県立農林大学校の設置及び管理に関する条例(昭和五十七年群馬県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第六項の表教室の項中「八六〇円」を「八七〇円」に改める。

(群馬県ライフル射撃場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第十四条 群馬県ライフル射撃場の設置及び管理に関する条例(昭和五十九年群馬県

条例第十三号の一部を次のように改正する。

別表第一号の表使用料の項中「七、六五〇円」を「七、七九〇円」に、「一二、七〇〇円」を「一二、九〇〇円」に、「一九、一〇〇円」を「一九、四〇〇円」に改める。

(群馬県勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第十五条 群馬県勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例(昭和五十九年群馬県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表利用料金の欄を次のように改める。

利用料金
四、九一〇円以上
七、五三〇円以下
五、八六〇円以上
八、六八〇円以下
六、七〇〇円以上
九、九五〇円以下
一七、四七〇円以上
二六、一六〇円以下
四、九一〇円以上
七、五三〇円以下
五、八六〇円以上
八、六八〇円以下
六、七〇〇円以上
九、九五〇円以下
一七、四七〇円以上
二六、一六〇円以下
三、九七〇円以上
五、八六〇円以下
四、五〇〇円以上

六、八〇〇円以下
五、二三〇円以上
七、八五〇円以下
一三、七〇〇円以上
二〇、五一〇円以下
二、五〇〇円以上
三、七六〇円以下
二、八二〇円以上
四、二八〇円以下
三、三五〇円以上
四、九一〇円以下
八、六七〇円以上
一二、九五〇円以下
七三〇円以上
九三〇円以下
八三〇円以上
一、二五〇円以下
九三〇円以上
一、四六〇円以下
二、四九〇円以上
三、六四〇円以下
三、二三〇円以上
五、〇二〇円以下
三、八七〇円以上
五、七五〇円以下
四、四〇〇円以上
六、四八〇円以下
一一、五〇〇円以上
一七、二五〇円以下



一、一五〇円以上 一、六七〇円以下	一、〇三〇円以上 一、五六〇円以下	二〇、九四〇円以上 三一、四一〇円以下	一、一〇〇円以下 七、三三〇円以上	一、一〇〇円以下 七、三三〇円以上	六、二八〇円以上 九、二一〇円以下	五、二二〇円以上 七、八二〇円以下	一、八八〇円以上 二、七一〇円以下	一、八八〇円以上 二、七一〇円以下	一、四六〇円以上 二、四〇〇円以下	一〇、四五〇円以上 一五、七〇〇円以下	一、四六〇円以上 五、五五〇円以下	三、六六〇円以上 五、五五〇円以下	三、一三〇円以上 四、六〇〇円以下
----------------------	----------------------	------------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	------------------------	----------------------	----------------------	----------------------

一、一五〇円以上 一、六七〇円以下	三、三三〇円以上 四、九〇〇円以下	一、五六〇円以上 二、四〇〇円以下	二、〇八〇円以上 三、一三〇円以下	二、〇八〇円以上 三、一三〇円以下	三、一三〇円以下	三、一三〇円以下	五、七二〇円以上 八、六六〇円以下	七三〇円以上 九三〇円以下	三六〇円以上 四六〇円以下	七三〇円以上 九三〇円以下	三〇〇円以上 四一〇円以下	六二〇円以上 八三〇円以下	八六〇円 五〇円
----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------	----------	----------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	-------------

(群馬県こころの健康センターの使用料及び手数料条例の一部改正)

第十六条 群馬県こころの健康センターの使用料及び手数料条例(昭和六十年群馬県

条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表手数料の項中「一、一二〇円」を「一、一四〇円」に改める。

(群馬県馬事公苑<sup>え</sup>の設置及び管理に関する条例の一部改正)  
 第十七条 群馬県馬事公苑<sup>え</sup>の設置及び管理に関する条例(昭和六十一年群馬県条例第十一号)の一部を次のように改正する。  
 別表利用料の欄を次のように改める。

利用料
二〇、八〇〇円
二〇、八〇〇円
四一、六〇〇円
二〇、八〇〇円
七三〇円
七三〇円
一、四六〇円
七三〇円
三十分につき 一〇〇円
二〇、八〇〇円
二〇、八〇〇円
四一、六〇〇円
二〇、八〇〇円
七三〇円
七三〇円
一、四六〇円
七三〇円

三十分につき 一〇〇円
二六、一〇〇円
一、三五〇円
一、三五〇円
一泊につき 一、〇三〇円
一泊につき 二、六一〇円
一泊につき 二、〇八〇円
一時間につき 二、〇八〇円
一時間につき 一〇〇円
一時間につき 一〇〇円
一〇〇円

(群馬県生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)  
 第十八条 群馬県生涯学習センターの設置及び管理に関する条例(昭和六十二年群馬県条例第五号)の一部を次のように改正する。  
 別表第一使用料の欄を次のように改める。

使用料	
午前	一、五四〇円
午後	二、〇六〇円
夜間	二、三三〇円
一日	五、九二〇円
	一、八四〇円
	三、〇八〇円
	四、一三〇円
	四、六四〇円

一一、八〇〇円	五、九〇〇円	二、〇二〇円	一、〇一〇円	二、〇二〇円	一、〇一〇円	二、七〇〇円	一、三五〇円	一、三五〇円	三、〇八〇円	一、五四〇円	八、五六〇円	四、二八〇円	六、七四〇円	三、三七〇円	二、五六〇円	一、二八〇円	三、三六〇円	一、六八〇円	三、六二〇円	一、八一〇円	五八〇円	二九〇円
一五、七二〇円	七、八六〇円	二、七〇〇円	一、三五〇円	二、七〇〇円	一、三五〇円	三、七四〇円	一、八七〇円	三、七四〇円	四、一二〇円	二、〇六〇円	一一、四二〇円	五、七一〇円	八、八〇〇円	四、四〇〇円	三、三六〇円	一、六八〇円	四、五二〇円	二、二六〇円	四、六四〇円	二、三二〇円	八二〇円	四一〇円
一七、六八〇円	八、八四〇円	二、九六〇円	一、四八〇円	二、九六〇円	一、四八〇円	四、一二〇円	二、〇六〇円	四、六四〇円	四、三二〇円	二、三二〇円	一一、六八〇円	六、三四〇円	一〇、〇八〇円	五、〇四〇円	三、七四〇円	一、八七〇円	五、〇二〇円	二、五一〇円	五、一四〇円	二、五七〇円	九〇〇円	四五〇円
四五、二〇〇円	二二、六〇〇円	七、六八〇円	三、八四〇円	七、六八〇円	三、八四〇円	一〇、五六〇円	五、二八〇円	一一、八四〇円	五、九二〇円	三二、六六〇円	一六、三三〇円	二五、六二〇円	一一、八一〇円	九、六六〇円	四、八三〇円	一二、九〇〇円	六、四五〇円	一三、四〇〇円	六、七〇〇円	二、三〇〇円	一、一五〇円	

(群馬へリポートの設置及び管理に関する条例の一部改正)

規則で定める額	三四〇円	三四〇円	三四〇円	三四〇円
	五、〇〇〇円	五、八〇〇円	六、四六〇円	一七、二六〇円
	二、五〇〇円	二、九〇〇円	三、二三〇円	八、六三〇円
	一、八〇〇円	二、四〇〇円	二、六六〇円	六、八六〇円
九〇〇円	一、二〇〇円	一、三三〇円	三、四三〇円	
一、九〇〇円	二、五六〇円	二、八二〇円	七、二八〇円	
九五〇円	一、二八〇円	一、四一〇円	三、六四〇円	
五、八二〇円	七、七八〇円	八、六六〇円	二二、二六〇円	
二、九一〇円	三、八九〇円	四、三三〇円	一一、一三〇円	
三、八八〇円	五、一六〇円	五、八二〇円	一四、八六〇円	
一、九四〇円	二、五八〇円	二、九一〇円	七、四三〇円	
一、九〇〇円	二、五六〇円	二、八二〇円	七、二八〇円	
九五〇円	一、二八〇円	一、四一〇円	三、六四〇円	
五、八二〇円	七、七八〇円	八、六六〇円	二二、二六〇円	
二、九一〇円	三、八九〇円	四、三三〇円	一一、一三〇円	
七、一〇〇円	九、四四〇円	一〇、六二〇円	二七、一六〇円	
二、九一〇円	三、八九〇円	四、三三〇円	一一、一三〇円	
五、八二〇円	七、七八〇円	八、六六〇円	二二、二六〇円	
一、〇七〇円	一、四八〇円	一、六八〇円	四、二三〇円	
二、一四〇円	二、九六〇円	三、三六〇円	八、四六〇円	
三、五五〇円	四、七二〇円	五、三一〇円	一三、五八〇円	

第十九条 群馬ヘリポートの設置及び管理に関する条例(昭和六十三年群馬県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表着陸料の項中「八〇〇円」を「八一〇円」に、「一、二六〇円」を「一、二八〇円」に、「二、八四〇円」を「一、八七〇円」に、「一、三三〇円」を「一、三五〇円」に改め、同表停留料の項中「九三〇円」を「九四〇円」に、「一、八七〇円」を「一、九〇〇円」に、「三、七四〇円」を「三、八〇〇円」に改め、別表第二号の表建物使用料の項中「一、一四〇円」を「一、一六〇円」に改める。

(群馬県立ふれあいスポーツプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第二十条 群馬県立ふれあいスポーツプラザの設置及び管理に関する条例(平成三年群馬県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二号の表使用料の欄を次のように改める。

使用料			
午前	午後	夜間	一日
四、八〇〇円	八、三〇〇円	三、九二〇円	一七、〇二〇円
二、三九〇円	四、一四〇円	一、九五〇円	八、四八〇円
二、三九〇円	四、一四〇円	一、九五〇円	八、四八〇円
一、一九〇円	二、〇六〇円	九六〇円	四、二一〇円
一、一九〇円	二、〇六〇円	九六〇円	四、二一〇円
五九〇円	一、〇二〇円	四七〇円	二、〇八〇円
九六〇円	一、六二〇円	七六〇円	三、三四〇円
四七〇円	八一〇円	三七〇円	一、六五〇円
一、三〇〇円	二、一六〇円	一、〇七〇円	四、五三〇円
六五〇円	一、〇七〇円	五三〇円	二、二五〇円

一、三〇〇円	二、一六〇円	一、〇七〇円	四、五三〇円
六五〇円	一、〇七〇円	五三〇円	二、二五〇円
一、三〇〇円	二、一六〇円	一、〇七〇円	四、五三〇円
六五〇円	一、〇七〇円	五三〇円	二、二五〇円
三、九二〇円	六、五四〇円	三、二六〇円	一三、七二〇円
一、九五〇円	三、二六〇円	一、六二〇円	六、八三〇円
九六〇円	一、六二〇円	七六〇円	三、三四〇円
四七〇円	八一〇円	三七〇円	一、六五〇円
九六〇円	一、六二〇円	七六〇円	三、三四〇円
四七〇円	八一〇円	三七〇円	一、六五〇円

(ぐんまフラワーパークの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第二十一条 ぐんまフラワーパークの設置及び管理に関する条例(平成四年群馬県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「一、〇八〇円」を「一、一〇〇円」に、「七七〇円」を「七八〇円」に、「八六〇円」を「八七〇円」に、「六一〇円」を「六二〇円」に改め、同表注一中「一、二八〇円以上三、八五〇円」を「一、三〇〇円以上三、九二〇円」に、「二、五七〇円以上七、七一〇円」を「二、六一〇円以上七、八五〇円」に改める。

別表第三中「五、一四〇円」を「五、二三〇円」に改める。

(群馬県立自然史博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第二十二条 群馬県立自然史博物館の設置及び管理に関する条例(平成八年群馬県条例第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一特別の企画による展示を行っている場合の項中「一、〇二〇円」を「一、〇三〇円」に、「八二〇円」を「八三〇円」に改める。  
別表第三利用料の欄を次のように改める。

規則で定める額	利用料			
	午前	午後	夜間	一日
	二、六〇〇円	三二、六〇〇円	四三、五〇〇円	九七、七〇〇円
	二、六〇〇円	三、三八〇円	三、三八〇円	九、三七〇円
一、八五〇円	二、二九〇円	二、二九〇円	六、四三〇円	
一、三〇〇円	一、六二〇円	一、六二〇円	四、五四〇円	
六四〇円	八六〇円	八六〇円	二、三六〇円	
一、〇七〇円	一、三〇〇円	一、三〇〇円	三、六七〇円	
五二、四〇〇円	七八、六〇〇円	一〇四、九〇〇円	二三五、九〇〇円	
四一、八〇〇円	六二、九〇〇円	八三、八〇〇円	一八八、五〇〇円	
三六、六〇〇円	五五、一〇〇円	七三、四〇〇円	一六五、一〇〇円	
二六、一〇〇円	三九、二〇〇円	五二、四〇〇円	一一七、七〇〇円	
四三、五〇〇円	六五、四〇〇円	八七、三〇〇円	一九六、二〇〇円	
三四、九〇〇円	五二、四〇〇円	六九、九〇〇円	一五七、二〇〇円	
三〇、五〇〇円	四五、八〇〇円	六一、一〇〇円	一三七、四〇〇円	

(群馬県立土屋文明記念文学館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第二十三条 群馬県立土屋文明記念文学館の設置及び管理に関する条例(平成八年群馬県条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表第一特別の企画による展示を行っている場合の項中「一、〇二〇円」を

「一、〇三〇円」に、「八二〇円」を「八三〇円」に改める。

別表第二使用料の欄を次のように改める。

別表第二使用料の欄を次のように改める。

規則で定める額	使用料			
	午前	午後	夜間	一日
	二、六四〇円	三、五五〇円		六、一九〇円
	一、一六〇円	一、五四〇円	一、五四〇円	四、二四〇円
一、一六〇円	一、五四〇円	一、五四〇円	四、二四〇円	
一、一六〇円	一、五四〇円	一、五四〇円	四、二四〇円	
六一〇円	八三〇円	八三〇円	二、二七〇円	

(群馬県立ゆうあいピック記念温水プールの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第二十四条 群馬県立ゆうあいピック記念温水プールの設置及び管理に関する条例(平成九年群馬県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二号の表四歳以上六十五歳未満の者の項中「一、〇二〇円」を「一、〇三〇円」に改める。

別表第二号の表四歳以上六十五歳未満の者の項中「一、〇二〇円」を「一、〇三〇円」に改める。

別表第二号の表四歳以上六十五歳未満の者の項中「一、〇二〇円」を「一、〇三〇円」に改める。

(群馬県社会福祉総合センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第二十五条 群馬県社会福祉総合センターの設置及び管理に関する条例(平成九年群馬県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表使用料の欄を次のように改める。

別表使用料の欄を次のように改める。

社会福祉関係者及びその団体が社会福祉に関する会議等に使用する場合	使用料			
	午前	午後	夜間	一日
一、七〇〇円	一、三〇〇円	一、三〇〇円	一、三〇〇円	一、三〇〇円
五八〇円	七八〇円	七八〇円	一一四〇円	一一八〇円
			六、四四〇円	一、五六〇円
			三、五五〇円	一、一八〇円
			四、七〇〇円	一、五六〇円
			四、七〇〇円	一、五六〇円
			四、七〇〇円	四、三〇〇円
			一一、九三〇円	四、三〇〇円

(群馬県立日本絹の里の設置及び管理に関する条例の一部改正)  
 第二十六条 群馬県立日本絹の里の設置及び管理に関する条例(平成十年群馬県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一 特別の企画による展示を行っている場合の項中「一、〇二〇円」を「一、〇三〇円」に改める。  
 別表第二 利用料の欄を次のように改める。

利 用 料
-------------

規則で定める額	五、九六〇円	七、九五〇円	九、九五〇円	二二、八六〇円	一一、九〇〇円	一五、八〇〇円	一九、八〇〇円	四七、五〇〇円
	四、二七〇円	五、七〇〇円	七、二一〇円	一七、〇九〇円	八、五六〇円	一一、四〇〇円	一四、二〇〇円	三四、一六〇円
	九、七〇円	一、三〇〇円	一、三〇〇円	三、五七〇円	一、九六〇円	二、六一〇円	二、六一〇円	七、一八〇円
	一、三三〇円	一、七三〇円	一、七三〇円	四、八六〇円	一、六六〇円	三、五五〇円	三、五五〇円	九、七六〇円
	一、五二〇円	二、〇三〇円	二、〇三〇円	五、五八〇円	三、〇六〇円	四、〇八〇円	四、〇八〇円	一一、二二〇円
	七、四〇円	九、八〇円	九、八〇円	二、七〇〇円	一、四九〇円	一、九八〇円	一、九八〇円	五、四五〇円
	十四〇円	九、八〇円	九、八〇円	二、七〇〇円	一、四九〇円	一、九八〇円	一、九八〇円	五、四五〇円
	一、〇〇〇円	一、三三〇円	一、三三〇円	三、七〇〇円	一、〇三〇円	一、七七一〇円	一、七七一〇円	七、四五〇円
	一、〇四〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	三、八四〇円	一、一〇〇円	二、八二〇円	二、八二〇円	七、七五〇円
	一、一四〇円	一、一五〇円	一、一五〇円	四、一六〇円	一、二八〇円	三、〇三〇円	三、〇三〇円	八、三四〇円
	八、一〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円	三、〇一〇円	一、六五〇円	二、二〇〇円	二、二〇〇円	六、〇五〇円
	七、八〇円	一、〇三〇円	一、〇三〇円	二、八四〇円	一、五六〇円	二、〇八〇円	二、〇八〇円	五、七二〇円

	午前	午後	夜間	一日
規則で定める額の範囲	一、一五〇円以上 三、四五〇円以下	一、五六〇円以上 四、七〇〇円以下		二、七一〇円以上 八、一五〇円以下
	三〇〇円以上 八三〇円以下	三〇〇円以上 九三〇円以下	三〇〇円以上 九三〇円以下	九〇〇円以上 二、六九〇円以下
	六二〇円以上 一、八八〇円以下	九三〇円以上 二、七一〇円以下	九三〇円以上 二、七一〇円以下	二、四八〇円以上 七、三〇〇円以下
	三〇〇円以上 九三〇円以下	四一〇円以上 一、二五〇円以下	四一〇円以上 一、二五〇円以下	一、一一〇円以上 三、四三〇円以下
	三〇〇円以上 九三〇円以下	四一〇円以上 一、二五〇円以下	四一〇円以上 一、二五〇円以下	一、一一〇円以上 三、四三〇円以下
	三〇〇円以上 九三〇円以下	四一〇円以上 一、二五〇円以下	四一〇円以上 一、二五〇円以下	一、一一〇円以上 三、四三〇円以下

別表第三中「五、一四〇円」を「五、二三〇円」に改める。  
 (群馬県立森林公園の設置及び管理に関する条例の一部改正)  
 第二十七条 群馬県立森林公園の設置及び管理に関する条例(平成十年群馬県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表第二 さくらの里の項中「九二〇円」を「九三〇円」に、「一、二三〇円」を「一、二五〇円」に、「二、〇五〇円」を「二、〇八〇円」に改め、同表赤城ふれあいの森の項中「五、五五〇円」を「五、六五〇円」に、「二、一六〇円」を「二、二〇〇円」に改める。

(群馬県立ぐんま天文台の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第二十八条 群馬県立ぐんま天文台の設置及び管理に関する条例(平成十一年群馬県条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表第二の六五センチメートル望遠鏡の項中「二、〇五〇円」を「二、〇八〇円」に改める。

円」に改める。

(群馬県畜産関係手数料条例の一部改正)

第二十九条 群馬県畜産関係手数料条例(平成十二年群馬県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「千二十円」を「千三十円」に改め、同条第六号中「六千百七十円」を「六千二百八十円」に改め、同条第七号中「五千四百五十円」を「五千五百五十円」に改める。

(群馬県国有施設共通パスポート条例の一部改正)

第三十条 群馬県国有施設共通パスポート条例(平成十三年群馬県条例第十号)の一部を次のように改正する。

別表第二群馬県国有施設共通パスポートの項中「五、一四〇円」を「五、一三三〇円」に改める。

(昭和庁舎の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第三十一条 昭和庁舎の設置及び管理に関する条例(平成十四年群馬県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

別表使用料の欄を次のように改める。

	使用料				
	その他の場合				
民間非営利活動団体及び文化活動団体が入場料を徴収せず使用する場合	午前	午後	夜間	一日	午前
	八二〇円	八二〇円	八二〇円	二、四九〇円	一、〇四〇円
	一、〇〇円	一、〇〇円	一、〇〇円	二、〇〇円	二、〇〇円
	八二〇円	八二〇円	八二〇円	二、四九〇円	一、六七〇円
	一、〇〇円	一、〇〇円	一、〇〇円	二、〇〇円	二、〇〇円
	八二〇円	八二〇円	八二〇円	二、四九〇円	一、六七〇円
	一、〇〇円	一、〇〇円	一、〇〇円	二、〇〇円	二、〇〇円
	八二〇円	八二〇円	八二〇円	二、四九〇円	一、六七〇円
	一、〇〇円	一、〇〇円	一、〇〇円	二、〇〇円	二、〇〇円
	八二〇円	八二〇円	八二〇円	二、四九〇円	一、六七〇円
	一、〇〇円	一、〇〇円	一、〇〇円	二、〇〇円	二、〇〇円

規則で定める額									
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
一、〇三〇円	一、〇四〇円	一、〇五〇円	三、〇九〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円	三、三三〇円	三、三五〇円	六、六〇〇円	九、三九〇円
一、五六〇円	一、五六〇円	一、五六〇円	四、六八〇円	三、一三〇円	三、一三〇円	三、三九〇円	三、三九〇円	九、三九〇円	一、一六〇円
九〇〇円	三、四〇〇円	三、四〇〇円	九〇〇円	三、四〇〇円	三、四〇〇円	三、四〇〇円	三、四〇〇円	三、四〇〇円	三、四〇〇円
三、三五〇円	三、三五〇円	三、三五〇円	三、三五〇円	三、三五〇円	三、三五〇円	三、三五〇円	三、三五〇円	三、三五〇円	三、三五〇円

(群馬県ゴルフ場管理条例の一部改正)

第三十二条 群馬県ゴルフ場管理条例(平成十四年群馬県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

別表プレー料の項中「一、二〇〇円」を「一、三〇〇円」に、「四、一一〇円」を「四、一八〇円」に改め、同表カート料の項中「三、五九〇円」を「三、六五〇円」に改め、同表年間パスポート料の項中「二〇二、八〇〇円」を「二〇四、七〇〇円」に改める。

(群馬県立ぐんま昆虫の森の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第三十三条 群馬県立ぐんま昆虫の森の設置及び管理に関する条例(平成十七年群馬県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

別表第二個人パスポートの項中「一、五四〇円」を「一、五六〇円」に、「七七〇円」を「七八〇円」に改め、同表家族パスポートの項中「三、〇八〇円」を「三、一三〇円」に改める。

(ぐんま男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第三十四条 ぐんま男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例(平成二十一年群馬県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表使用料の欄を次のように改める。

使用料			
午前	午後	夜間	一日
一、八三〇円	一、八三〇円	一、八三〇円	五、四九〇円

七三〇円	七三〇円	七三〇円	七三〇円	二、一九〇円
三六〇円	三六〇円	三六〇円	三六〇円	一、〇八〇円
八三〇円	八三〇円	八三〇円	八三〇円	二、四九〇円
四一〇円	四一〇円	四一〇円	四一〇円	一、二三〇円
一、六七〇円	一、六七〇円	一、六七〇円	一、六七〇円	五、〇一〇円
八三〇円	八三〇円	八三〇円	八三〇円	二、四九〇円
三、六六〇円	三、六六〇円	三、六六〇円	三、六六〇円	一〇、九八〇円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。
- (使用料等に関する経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に使用又は利用の承認等を受けている者の当該使用又は利用の承認等に係る使用料又は利用料金の額については、なお従前の例による。
- (手数料に関する経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に試験等の依頼等を行っている者の当該試験等の依頼等に係る手数料の額については、なお従前の例による。

群馬会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成三十一年三月二十二日

群馬県条例第六号

群馬会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

群馬会館の設置及び管理に関する条例(昭和五十七年群馬県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

群馬県知事 大澤 正明

別表ホルルの項中「六、九六〇円」を「七、〇八〇円」に、「一一、五〇〇円」を「一一、七〇〇円」に、「一六、〇〇〇円」を「一六、二〇〇円」に、「三三、五〇〇円」を「三三、一〇〇円」に、「一一、二〇〇円」を「一一、四〇〇円」に、「一八、三〇〇円」を「一八、六〇〇円」に、「二五、七〇〇円」を「二六、一〇〇円」に、「五三、〇〇〇円」を「五三、九〇〇円」に、「八、三五〇円」を「八、五〇〇円」に、「一三、七〇〇円」を「一三、九〇〇円」に、「一九、二〇〇円」を「一九、五〇〇円」に、「三九、二〇〇円」を「三九、九〇〇円」に、「一三、〇〇〇円」を「一三、二〇〇円」に、「二二、一〇〇円」を「二二、五〇〇円」に、「三〇、八〇〇円」を「三一、三〇〇円」に、「六四、三〇〇円」を「六五、四〇〇円」に改め、同表広間の項中「六、〇四〇円」を「六、一五〇円」に、「一八、一〇〇円」を「一八、四〇〇円」に、「九、六六〇円」を「九、八三〇円」に、「二八、九〇〇円」を「二九、四〇〇円」に、「七、二五〇円」を「七、三八〇円」に、「二一、七〇〇円」を「二二、一〇〇円」に、「一一、五〇〇円」を「一一、七〇〇円」に、「三四、五〇〇円」を「三五、一〇〇円」に改め、同表第一会議室の項中「一、三五〇円」を「一、七七〇円」に、「四、〇五〇円」を「五、三一〇円」に改め、同表第二会議室の項中「第二会議室」を「広間控室(第二会議室)」に、「一、一五〇円」を「一、一七〇円」に、「三、四五〇円」を「三、五一〇円」に改め、同表第三会議室の項中「九七〇円」を「一、二四〇円」に、「二、九一〇円」を「三、七二〇円」に改め、同表第四会議室の項中「七三〇円」を「九四〇円」に、「二、一九〇円」を「二、八二〇円」に改め、同表第五会議室の項中「九七〇円」を「一、二二〇円」に、「二、九一〇円」を「三、六六〇円」に改め、同表第六会議室の項中「九七〇円」を「一、二四〇円」に、「二、九一〇円」を「三、七二〇円」に改め、同表第七会議室の項中「九七〇円」を「一、二二〇円」に、「二、九一〇円」を「三、六三〇円」に改め、



同表楽屋の項中「九七〇円」を「一、二三〇円」に、「二、九一〇円」を「三、六九〇円」に改め、同表準備室の項中「九七〇円」を「一、二二〇円」に、「二、九一〇円」を「三、六六〇円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に使用の承認を得ている者の当該使用の承認に係る使用料の額については、なお従前の例による。

工業標準化法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。  
平成三十一年三月二十二日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第七号

工業標準化法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づく排出基準を定める条例等の一部改正)

第一条 次に掲げる条例の規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

一 大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づく排出基準を定める条例(昭和四十六年群馬県条例第五十一号)別表備考1

二 群馬県政治資金規正法関係手数料条例(平成二十年群馬県条例第五十二号)別表二の項及び三の項

(群馬県行政不服審査法関係手数料条例の一部改正)

第二条 群馬県行政不服審査法関係手数料条例(平成二十八年群馬県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表一の項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「A三版」を「A三判」に改め、同表二の項中「A三版」を「A三判」に改める。

附則

この条例は、平成三十一年七月一日から施行する。

この条例は、平成三十一年七月一日から施行する。

群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

群馬県知事 大澤 正明

#### 群馬県条例第八号

群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(平成二十七年群馬県条例第七十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二中七の項を削り、八の項を七の項とし、九の項から十二の項までを一項ずつ繰り上げ、同表十三の項中「又は」を「、」に、「特別障害者手当の支給、」を「特別障害者手当の支給若しくは」に、「支給若しくは」を「支給に関する情報、」に、「一時帰国旅費若しくは中国残留邦人等支援給付」を「若しくは一時帰国旅費の支給に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報又は難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費」に改め、同項を同表十二の項とし、同表中十四の項を十三の項とする。

別表第三中一の項を削り、二の項を一の項とし、三の項から七の項までを一項ずつ繰り上げる。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

群馬県知事 大澤 正明

#### 群馬県条例第九号

群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第九十三号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第四項及び第三十七条第三項中「の学部で」を「(短期大学を除く。 )において」に改める。

第三十九条第一号中「者」の下に「(学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。第五十四条第二項第一号及び第六十条第一項第一号において同じ。 )」を加える。

第五十四条第二項第五号中「学校教育法の規定により、」を「教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七号)に規定する」に、「となる資格」を「の免許状」に改め、同項第六号イ中「者」の下に「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。 )」を加える。

第五十八条第四項中「の学部で」を「(短期大学を除く。 )において」に改める。  
第六十条第一項第四号中「の学部で」を「(短期大学を除く。 次号において同じ。 )において」に改め、同項第五号中「の学部で」を「において」に改め、同項第九号中「学校教育法の規定により」を「教育職員免許法に規定する幼稚園」に、「となる資格」を「の免許状」に改める。

第六十八条第十五項中「の学部で」を「(短期大学を除く。 )において」に改める。  
第九十二条第三項及び第百条第四項中「の学部で、心理学を」を「(短期大学を除く。 以下この項において同じ。 )において、心理学を」に、「の学部で、心理学に」を「において、心理学に」に改める。

第二百二条第一項第三号中「者」の下に「(学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。 )」を加え、同項第四号中「学校教育法の規定による大学の学部で」を「学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。 以下この号において同じ。 )において」に、「同法の規定による大学の学部で」を「同法の規定による

大学において」に改め、同項第八号中「学校教育法の規定により、」を「教育職員免許法に規定する」に、「となる資格」を「の免許状」に改める。

附則第十四条中「(昭和二十四年法律第四百四十七号)」を削る。

附則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

群馬県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成三十一年三月二十二日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第十号

群馬県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

群馬県民生委員の定数を定める条例(平成二十七年群馬県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

本則の表太田市の項中「三百七十三人」を「三百七十五人」に改め、同表玉村町の項中「五十八人」を「六十二人」に改め、同表大泉町の項中「五十六人」を「五十九人」に改める。

附則

この条例は、平成三十一年十二月一日から施行する。

群馬県医師確保修学研修資金貸与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成三十一年三月二十二日

群馬県知事 大澤 正明

#### 群馬県条例第十一号

#### 群馬県医師確保修学研修資金貸与条例等の一部を改正する条例

(群馬県医師確保修学研修資金貸与条例の一部改正)

第一条 群馬県医師確保修学研修資金貸与条例(平成十八年群馬県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「当該各号に定める理由が生じた日又は」を削り、「末日」の下に「(第一号の場合にあつては、同日又は貸与契約を解除された日のいずれか早い日)」を加え、「第一号」を「同号」に改める。

(群馬県緊急医師確保修学資金貸与条例の一部改正)

第二条 群馬県緊急医師確保修学資金貸与条例(平成二十年群馬県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「十五万円」の下に「以内で知事が定める額」を加える。

第九条第二項中「当該各号に定める理由が生じた日又は」を削り、「末日までの」を「末日(第一号の場合にあつては、同日又は貸与契約を解除された日のいずれか早い日)までの」に、「第一号」を「同号」に改める。

(群馬県医学生修学資金貸与条例の一部改正)

第三条 群馬県医学生修学資金貸与条例(平成二十二年群馬県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「大学」を「県外の大学」に改める。

第二条中「第一条に規定する大学」の下に「であつて県外のもの」を、「の者」

の下に「(規則で定める県内出身者等で、本人及び生計を一にする者として規則で定める者の所得額の合計額が規則に定める額に満たないものに限る。)」を加える。

第三条第一項中「十五万円」の下に「以内で知事が定める額」を加える。

第九条第二項中「貸与契約を解除された日」を「同日又は貸与契約を解除された日のいずれか早い日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三条中群馬県医学生修学資金貸与条例第一条、第二条及び第三条第一項の改正規定並びに附則第三項の規定は平成三十一年四月一日から、第二条中群馬県緊急医師確保修学資金貸与条例第三条第一項の改正規定及び次項の規定は平成三十二年四月一日から施行する。

(群馬県緊急医師確保修学資金貸与条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第二条の規定による改正後の群馬県緊急医師確保修学資金貸与条例第三条第一項の規定は、平成三十二年四月一日以後に新たに同条例第四条第三項に規定する修学生となつた者について適用し、同日前に同項に規定する修学生であつた者については、なお従前の例による。

(群馬県医学生修学資金貸与条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第三条の規定による改正後の群馬県医学生修学資金貸与条例第二条及び第三条第一項の規定は、平成三十一年四月一日以後に新たに同条例第四条第二項に規定する修学生となつた者について適用し、同日前に同項に規定する修学生であつた者については、なお従前の例による。

群馬県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成三十一年三月二十二日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第十二号

群馬県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例

群馬県介護保険法関係手数料条例(平成十一年群馬県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「七百元」を「千八百円」に改める。

別表第一の一の項中「七千七百元」を「八千八百円」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

群馬県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成三十一年三月二十二日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第十三号

群馬県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成三十年群馬県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第三項中「別表第一の三」の下に、「臨床検査技師等に関する法律施行規則(昭和三十三年厚生省令第二十四号)第十二条並びに臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成十八年厚生労働省令第七十五号)附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則(以下この項において「旧規則」という。)第十二条」を加え、「同令第九条の八第一項」を「医療法施行規則第九条の八第一項」に、「施設告示」を「病院、診療所又は施設告示」に改め、「」における検体検査の業務」の下に「(群馬県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成三十年群馬県条例第十七号。以下「基準条例」という。))第三十三条第三項第一号の規定による検体検査の業務をいう。次項において同じ。」を加え、「医療機器又は医学的処置」を「基準条例第三十三条第三項第二号の規定による医療機器又は医学的処置」に、「医薬品医療機器等法」を「基準条例第三十三条第三項第三号の規定による医薬品医療機器等法」に、「医療」を「基準条例第三十三条第四号の規定による医療」と、臨床検査技師等に関する法律施行規則第十二条第一項及び旧規則第十二条第一項中「法第二十條の三第二項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「群馬県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成三十年群馬県条例第十七号)第三十三条第三項第一号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

群馬県知事 大澤 正 明

#### 群馬県条例第十四号

#### 群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例

#### 目次

#### 前文

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 障害を理由とする差別の禁止等(第九条・第十条)

第三章 障害を理由とする差別に関する相談及び事案の解決のための体制等

第一節 障害を理由とする差別に関する相談体制(第十一条)

第二節 障害を理由とする差別に関する事案の解決のための手続(第十二条―第十六条)

第三節 群馬県障害者差別解消推進協議会(第十七条―第二十三条)

第四章 共生社会を実現するための基本的施策(第二十四条―第三十条)

第五章 雑則(第三十一条)

#### 附則

全ての県民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障され、相互に人格と個性を尊重し合い、地域で支え合いながら安全にかつ安心して共に暮らす共生社会は、私たちが目指すべき社会である。

群馬県は、障害者が将来に夢と希望を抱き、地域で安全にかつ安心して自分らしく自立して生活できる環境づくりを進めるため、障害者が地域で教育を受け、就労し、及び生活するための施策に取り組んできた。

しかしながら、障害者が日常生活や社会生活において、障害を理由とする不当な差別的取扱いや社会における様々な障壁により、地域での自立した生活や社会参加を妨げられているなどの状況が、今なお、私たちの社会には存在する。

このような状況において、障害の有無にかかわらず、誰もが安全にかつ安心して共に暮らす共生社会を実現するためには、全ての県民が、障害を理由とする差別は障害

者でない者も含めた全ての者に関係する問題であることを認識し、障害及び障害者に対する理解を深め、社会全体で障害を理由とする差別の解消に取り組んでいかなければならない。

ここに、私たちは、障害者の権利に関する条約、障害者基本法及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の理念にのっとり、全ての県民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この条例は、障害及び障害者に対する県民の理解を深め、障害を理由とする差別の解消を推進するための取組について、基本理念を定め、県の責務、県民及び事業者の役割並びに県が市町村と連携協力することを明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消を推進するために必要な事項等を定めることにより、全ての県民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病をいう。）に起因する障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

- 二 事業者 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号。以下「法」という。）第二条第七号に規定する事業者のうち、県の区域内において商業その他の事業を行う者をいう。

- 三 社会的障壁 障害がある者にとつて日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

- 四 合理的配慮 障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表

明があつた場合であつて、その実施に伴う負担が過重でないときに、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることをいう。

### (基本理念)

第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 一 障害を理由とする差別の解消の推進に当たっては、障害者に対する障害を理由とする不当な差別的取扱いの解消にとどまらず、合理的配慮を必要があることと。

- 二 障害を理由とする差別の解消を推進するための取組は、差別の多くが障害及び障害者に対する誤解、偏見、理解の不足等から生じていることを踏まえ、障害及び障害者に対する県民の理解を深める取組と一体のものとして行われなければならないこと。

- 三 全ての県民は、障害及び社会的障壁に係る問題が障害者でない者も含めた全ての者に関係する問題であることを認識し、その理解を深める必要があること。

- 四 第一条に規定する社会を実現するための取組は、県、市町村、県民、事業者、国その他関係機関の適切な役割分担、相互の連携及び協働の下に行われる必要があること。

### (県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害及び障害者に対する県民及び事業者の理解を深めるとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策（以下「差別解消推進施策」という。）を総合かつ計画的に実施するものとする。

- 2 県は、差別解消推進施策を策定するときは、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めるとともに、これを実施するときは、県民、事業者及び障害者団体その他の社会福祉関係団体と連携協力するものとする。

3 県は、県民及び事業者に対し、障害を理由とする差別を解消するための情報の提供及び技術的な助言その他の必要な支援に努めるものとする。

(県民の役割)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、障害及び障害者に対する理解を深め、県及び市町村が実施する差別解消推進施策に協力するとともに、障害者が社会的障壁の除去に必要な支援を求めやすい社会の実現に寄与する等障害を理由とする差別の解消の推進に資するよう努めるものとする。

2 障害者は、自らの障害の特性及び社会的障壁の除去に必要な支援について、可能な範囲で周囲に伝えることにより、障害及び障害者に対する理解の促進が図られるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第六条 事業者は、その事業を行うに当たり、基本理念にのっとり、障害及び障害者に対する理解を深め、県及び市町村が実施する差別解消推進施策に協力するとともに、障害者が社会的障壁の除去に必要な支援を求めやすい社会の実現に寄与する等障害を理由とする差別の解消の推進に資するよう努めるものとする。

(市町村との連携協力等)

第七条 県は、差別解消推進施策を実施するに当たっては、市町村と連携協力するものとする。

2 県は、市町村が差別解消推進施策を実施するときは、当該市町村と連携協力するものとする。

3 県は、市町村が差別解消推進施策を実施するために必要な情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

(財政上の措置)

第八条 県は、障害及び障害者に対する県民の理解を深め、差別解消推進施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 障害を理由とする差別の禁止等

(不当な差別的取扱いの禁止)

第九条 何人も、障害者に対して障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

(合理的配慮)

第十条 県は、その事務又は事業を行うに当たり、合理的配慮をしなければならない。事業者は、その事業を行うに当たり、合理的配慮をするよう努めなければならない。

第三章 障害を理由とする差別に関する相談及び事案の解決のための体制等

第一節 障害を理由とする差別に関する相談体制

第十一条 県は、法第十四条の相談に的確に応ずることができるよう、当該相談に応ずるための窓口を設置するとともに、相談体制の充実を図るものとする。

2 県は、前項の相談を受けたときは、その内容に応じて次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 相談者に対し、必要な助言又は情報提供を行うこと。

二 相談に係る関係者間の必要な調整を行うこと。

三 関係行政機関へ必要な通告、通報その他の通知を行うこと。

3 県は、前項各号に掲げる措置について、群馬県障害者差別解消推進協議会（以下「協議会」という。）に助言を求めることができる。

第二節 障害を理由とする差別に関する事案の解決のための手続

(あつせんの申立て)

第十二条 障害者並びにその家族及び後見人その他障害者を現に保護する者は、事業者から障害を理由として不当な差別的取扱いを受けたと認める事案（以下「対象事案」という。）があつた場合で、前条の相談を経ても当該対象事案の解決が見込めないときは、知事に対し、当該対象事案の解決のために必要なあつせんを求めめる旨の申立て（以下「あつせんの申立て」という。）をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、あつせんの申立てをすることができない。

一 対象事案が障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）に規定する障害者に対する差別の禁止に該当するとき。

二 同一の対象事案について、過去にあつせんの申立てを行ったことがあるとき。

三 対象事案の発生日（継続する行為にあつては、その行為の終了した日）から三年を経過したものであるとき。



四 障害者の家族及び後見人その他障害者を現に保護する者があつせんの申立てを行う場合において、当該あつせんの申立てが当該障害者の意に反するとき。  
(事実の調査)

第十三条 知事は、あつせんの申立てがあつたときは、その職員に、対象事案に係る事実を調査させるものとする。

2 対象事案の当事者(あつせんの申立てを行った者及び当該あつせんの申立てにおいて障害を理由として不当な差別的取扱いを行ったとされた事業者(以下「対象事業者」という。)をいう。以下同じ。)その他関係者(以下「対象事案関係者」という。)は、正当な理由がある場合を除き、前項の調査に協力しなければならない。  
3 第一項の調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、対象事案関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。  
(あつせん)

第十四条 知事は、前条第一項の調査の結果に基づき、対象事案についてあつせんに求めることが適当でないときを除き、協議会にあつせんを行うよう求めるものとする。

2 協議会は、前項の規定によるあつせんの求めがあつたときは、対象事案についてあつせんを行うことが適当でないときを除き、あつせんを行うものとする。

3 協議会は、第一項の規定によるあつせんの求めがあつた場合において、必要があるとき認めるときは、対象事案関係者に対し、資料の提出又は説明を求めることその他の必要な調査を行うことができる。

4 協議会は、必要があるとき認めるときは、知事に前項の調査の全部又は一部を行わせることができる。この場合において、知事は、その職員に、当該調査を行わせるものとする。

5 前条第三項の規定は、前二項の調査について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは、「次条第三項の調査を行う協議会の委員又は専門委員及び同条第四項」と読み替えるものとする。

6 対象事案関係者は、正当な理由がある場合を除き、第三項の規定による調査(第四項の規定により知事がその全部又は一部を行う場合を含む。)に協力しなければならない。

7 協議会は、対象事案の解決のために必要なあつせん案を作成し、これを対象事案の当事者に提示するものとする。

8 あつせんは、次の各号のいずれかに該当したときは、終了する。

一 あつせんにより対象事案が解決したとき。  
二 あつせんによつては対象事案の解決の見込みがないと認めるとき。

9 協議会は、第二項の規定によりあつせんを行わないこととしたとき又は前項の規定によりあつせんを終了したときは、その旨を知事に報告するものとする。

(勧告)

第十五条 協議会は、あつせん案を提示した場合において、当該対象事業者が正当な理由なくあつせん案を受諾せず、又は受諾したあつせん案に従わないときは、知事に対し、当該対象事業者に対して必要な措置を講ずるよう勧告することを求めることができる。

2 知事は、前項の規定による勧告の求めがあつた場合において、必要があるとき認めるときは、当該対象事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。  
(公表)

第十六条 知事は、前条第二項の規定による勧告を受けた対象事業者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告の内容その他規則で定める事項を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表の対象となる者に対し、あらかじめその旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求めて、意見の聴取を行わなければならない。ただし、これらの者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、この限りでない。

3 知事は、第一項の規定による公表に当たっては、あらかじめ、あつせんの申立てを行った者及び協議会の意見を聴くことができる。

第三節 群馬県障害者差別解消推進協議会

(設置)

第十七条 県は、知事の附属機関として、協議会を置く。

2 協議会は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 知事に対し、障害を理由とする差別の解消の推進に必要な事項について意見を

述べること。

二 障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、必要な情報を交換するとともに、障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(組織)

第十八条 協議会は、委員三十名以内で組織する。

(委員)

第十九条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

一 障害者又はその家族

二 障害者の福祉に関する事業に従事する者

三 障害を理由とする差別の解消に関し学識経験のある者

四 事業者又は事業者団体の役員

五 関係行政機関の職員

六 前各号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

二 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

三 委員は、再任されることができる。

四 委員は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第二十条 協議会に会長及び副会長を置く。

二 会長は、委員の互選によってこれを定める。

三 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

四 会長は、委員の中から副会長を指名する。

五 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第二十一条 協議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員

員を置くことができる。

二 専門委員は、当該専門の事項の調査審議に関し、必要な知識及び経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

三 専門委員は、その者の委嘱に係る当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

四 第十九条第四項の規定は、専門委員に準用する。

(合議体)

第二十二条 協議会は、協議会の委員及び専門委員のうちから会長が指名する者をもって構成する合議体（以下「合議体」という。）で、次に掲げる事項を取り扱う。

一 第十一条第三項の規定により助言すること。

二 第十四条の規定によりあつせん等を行うこと。

三 第十五条第一項の規定により勧告することを求めること。

二 前項各号に掲げる事項については、合議体の議決をもって協議会の議決とする。

(委任)

第二十三条 この節に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

第四章 共生社会を実現するための基本的施策

(啓発活動)

第二十四条 県は、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(人材の育成)

第二十五条 県は、障害を理由とする差別の解消を推進するため、障害に関する専門的な知識及び技能を有する者の育成を図るものとする。

(教育)

第二十六条 県は、学校教育において、障害のある児童及び生徒が、その発達及び特性並びに本人の意思に応じて、学びの場及び進路の選択等を適切に行うことができるようにするとともに、それぞれの場において十分な教育を受けられるよう必要な施策を講ずるものとする。

二 県は、学校教育において、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒と

が、共に学び相互に理解を深め合う交流及び共同学習の機会の確保が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、社会教育において、市町村、社会教育団体等と連携協力し、県民が障害及び障害者に関する理解を深め、障害を理由とする差別の解消の重要性について認識するための学習の機会の確保が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

4 県は、社会教育において、市町村、社会教育団体等と連携協力し、障害者と障害者でない者と共に学ぶ機会を充実させるよう必要な施策を講ずるものとする。

(雇用及び就労の促進)

第二十七条 県は、障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者がその能力に応じた適切な職業に従事することができるよう、障害者の多様な就労の機会を確保するよう努めるとともに、関係機関と連携し、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講ずるものとする。

(情報の取得及び意思疎通の手段の確保)

第二十八条 県は、障害者が円滑に情報を取得し、及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるよう、障害者の特性に配慮して、必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、障害者が県政に関する情報を速やかに得ることができるよう、可能な限り、障害者に配慮した形態、手段及び様式によって情報提供を行うものとする。

(スポーツ等への参加の促進)

第二十九条 県は、障害者と障害者でない者と共にスポーツ、文化芸術活動等に参加することができるよう必要な施策を講ずるものとする。

(防災)

第三十条 県は、障害者が地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるよう、防災に関し必要な施策を講ずるに当たっては、障害者の特性及び状況に配慮するものとする。

## 第五章 雑則

(規則への委任)

第三十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第三章(第十一条第一項及び第二項を除く。)の規定は、同年十月一日から施行する。

(準備行為)

2 協議会の委員の選任のために必要な行為その他協議会の設置のため必要な準備行為は、第三章(第十一条第一項及び第二項を除く。)の規定の施行の日前においても行うことができる。

群馬県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成三十一年三月二十二日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第十五号

群馬県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

群馬県地域自殺対策緊急強化基金条例(平成二十一年群馬県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県森林環境譲与税基金条例をここに公布する。  
平成三十一年三月二十二日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第十六号

群馬県森林環境譲与税基金条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条の規定に基づき、群馬県森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進等を図り、もって林業の持続的発展及び森林の有する多面的機能の發揮に資するため、群馬県森林環境譲与税基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第三条 基金として積み立てる額は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第 号)第二十九条の規定により県に譲与される森林環境譲与税の額とする。

(管理)

第四条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第七条 基金は、次に掲げる施策に要する費用の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

一 市町村が実施する次に掲げる施策の支援に関する施策

イ 森林の整備に関する施策

ロ 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策

二 市町村が実施する前号イに掲げる施策の円滑な実施に資するための同号イに掲げる施策

三 第一号ロに掲げる施策

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

群馬県林業試験場手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成三十一年三月二十二日

群馬県知事 大澤 正 明

群馬県条例第十七号

群馬県林業試験場手数料条例の一部を改正する条例

第一条 群馬県林業試験場手数料条例(平成十二年群馬県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表試験を受けようとする者の部木材の曲げ試験の款角材の項に次のように加える。

厚さ二十四センチメートルを超え三十六センチメートル以下のもの	一件につき	六、三五〇円
--------------------------------	-------	--------

第二条 群馬県林業試験場手数料条例の一部を次のように改正する。

別表試験を受けようとする者の部中「二、三一〇円」を「二、三五〇円」に、「四、四二〇円」を「四、五〇〇円」に、「六、三五〇円」を「六、四六〇円」に、「九七〇円」を「九八〇円」に、「一、六四〇円」を「一、六七〇円」に、「六六〇円」を「六七〇円」に、「六一〇円」を「六二〇円」に、「一、二三〇円」を「一、二五〇円」に、「一、一三〇円」を「一、一五〇円」に改め、同表分析を受けようとする者の部中「一、〇二〇円」を「一、〇三〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、〇三〇円」に、「二、〇五〇円」を「二、〇八〇円」に改め、同表鑑定を受けようとする者の部中「七七〇円」を「七八〇円」に、「二、二六〇円」を「二、三〇〇円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例中第一条の規定は平成三十一年四月一日から、第二条及び次項の規定は同年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 第二条の規定による改正後の群馬県林業試験場手数料条例別表の規定は、同条の規定の施行の日以後にされる試験等の依頼に係る手数料について適用し、同日前にされた試験等の依頼に係る手数料については、なお従前の例による。

群馬県鳥獣被害対策の推進に関する条例をここに公布する。  
平成三十一年三月二十二日

群馬県知事 大澤 正 明

#### 群馬県条例第十八号

#### 群馬県鳥獣被害対策の推進に関する条例

#### 目次

#### 前文

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 責務及び役割(第四条―第六条)

第三章 施策の推進(第七条―第十条)

第四章 雑則(第十一条―第十三条)

#### 附則

群馬県は、利根川の源流域に位置し、尾瀬をはじめとする自然環境に恵まれ、多様な生態系を形成している。この豊かな自然環境と調和を保ちながら、県内では、多様な農産物が生産され、県土の三分の二を占める森林においても、木材資源の活用が進められてきた。

しかしながら、特定野生鳥獣の生息数の増加や生息域の拡大は、過疎化・高齢化による中山間地域の活力の低下と相まって、農林水産業に対する被害を助長させ、生産者の意欲の低下による耕作放棄地等の拡大につながり、そのことが、生息数の増加と生息域の拡大につながる連鎖を引き起こしている。

また、尾瀬におけるニホンジカによるミズバショウの食害や湿原の踏み荒らしなど、本県の生態系にも深刻な影響を与えている。更に、これまで生息が確認されなかった地域や市街地にも特定野生鳥獣が出没し、人身被害の発生や感染症拡大の原因ともなり得ることなどから、鳥獣被害対策は特定の地域に留まらず県全体の課題となっている。

ここに、県、市町村、県民及び関係団体が協働して鳥獣被害対策に取り組み、野生鳥獣と共存する地域づくりを進め、安全で安心な生活を確保できる良好な生活環境と活力ある地域社会を実現させることを決意し、この条例を制定する。

#### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この条例は、鳥獣被害対策の推進に関し、基本理念を定め、県の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、鳥獣被害対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項を定めることにより、野生鳥獣と共存する地域づくりを進め、県民の良好な生活環境の確保及び活力ある地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 特定野生鳥獣 ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、カワウ等の県民の人身、農林水産業、生活環境又は生態系に被害を発生させている野生鳥獣をいう。
- 二 鳥獣被害対策 特定野生鳥獣の適正管理及び農林水産業に係る被害等の防止のための施策並びにこれらに係る調査研究をいう。
- 三 適正管理 県民の生命及び身体の安全、農林水産業に係る被害の防止、良好な生活環境の確保又は自然環境の保全を図る観点から、特定野生鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させることをいう。
- 四 有効活用 捕獲等(捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。)をした特定野生鳥獣を自然の恵みとしてできる限り有効に活用することをいう。
- 五 関係団体 鳥獣被害対策に資する取組を行う団体をいう。

(基本理念)

第三条 鳥獣被害対策は、本県の多様な自然及び生態系、農林水産業並びに地域の暮らしを特定野生鳥獣の被害から守ることにより、県民の良好な生活環境を将来にわたって確保することが地域社会の活力の向上に重要であることに鑑み、県、市町村、県民及び関係団体の協働により、総合的かつ計画的に行うものとする。

2 鳥獣被害対策は、特定野生鳥獣の生息状況、農林水産業に係る被害の発生状況その他の状況を把握し、基本方針を定めるとともに、地域の特性に応じた持続的かつ実効性のある方法により推進するものとする。

3 鳥獣被害対策は、生物の多様性に及ぼす影響に十分配慮して行うものとする。

4 鳥獣被害対策は、有効活用による新たな付加価値を生み出す取組が地域社会の活力向上に重要であることに配慮して行うものとする。

5 鳥獣被害対策の推進に当たっては、鳥獣被害対策の重要性に対する県民の理解を促進するとともに、県民の理解を得ながら行うものとする。

第二章 責務及び役割

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念にのっとり、鳥獣被害対策を総合的かつ計画的に実施するとともに、広域的かつ専門的な取組に円滑に対応するため、必要な体制を整備するものとする。

2 県は、鳥獣被害対策を推進するに当たり、必要に応じて専門的知識を有する者からの助言を得るとともに、大学及び研究機関と連携協力して、調査研究を行うものとする。

3 県は、鳥獣被害対策を推進する上で市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村との緊密な連携を図るとともに、市町村に対し、情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。

4 県は、鳥獣被害対策には特定野生鳥獣の生息状況及び農林水産業に係る被害の発生状況等に応じた広域的な対応が必要であることに鑑み、国、隣接県、市町村、県民、関係団体等と連携協力するものとする。

(県民の役割)

第五条 県民は、鳥獣被害対策に関する理解を深めるよう努めるとともに、県、市町村及び関係団体による鳥獣被害対策の推進に協力するよう努めるものとする。

(関係団体の役割)

第六条 関係団体は、鳥獣被害対策に寄与する人材の育成、事故防止対策、情報の発信等に資する取組を行うよう努めるとともに、県及び市町村が実施する鳥獣被害対策の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第三章 施策の推進

(捕獲等従事者の確保及び適正管理の推進)

第七条 県は、特定野生鳥獣の適正管理を推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

一 特定野生鳥獣の捕獲等に従事する者の確保及び育成

二 特定野生鳥獣の捕獲等に係る専門的な知識及び技術の向上並びに事故防止のための対策の推進

三 特定野生鳥獣の生息状況等の科学的知見に基づいた適正管理の推進  
(被害防止対策の推進)

第八条 県は、特定野生鳥獣による被害の防止を推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

一 特定野生鳥獣の生息状況、農林水産業に係る被害の発生状況等の地域の特性に応じて地域住民が一体となって取り組むことができる被害防止対策

二 前号の対策を推進するための人材の育成

(有効活用の推進)

第九条 県は、有効活用を推進するとともに、食関連分野その他の分野における付加価値の向上に係る調査研究及び情報発信を行うものとする。

(調査研究及び普及啓発)

第十条 県は、鳥獣被害対策を効果的に推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

一 鳥獣被害対策に必要な特定野生鳥獣の生息状況、農林水産業に係る被害の状況、生態系への影響等の必要な情報の把握

二 大学及び研究機関と連携協力した特定野生鳥獣の生息状況等の科学的知見の蓄積

三 特定野生鳥獣の捕獲後の適切な処理に係る調査研究

四 先端技術を活用した適正管理に係る調査研究

五 鳥獣被害対策の重要性についての県民への普及啓発

#### 第四章 雑則

(顕彰)

第十一条 県は、鳥獣被害対策の推進に関して顕著な功績があった者に対し、顕彰するものとする。

(財政上の措置)

第十二条 県は、鳥獣被害対策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(公表)

第十三条 知事は、毎年度、鳥獣被害対策の推進に関し講じた県の施策及びその実施の状況を公表するものとする。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。



群馬県家畜伝染病予防法関係手数料条例及び群馬県家畜保健衛生所手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第十九号

群馬県家畜伝染病予防法関係手数料条例及び群馬県家畜保健衛生所手数料条例の一部を改正する条例

(群馬県家畜伝染病予防法関係手数料条例の一部改正)

第一条 群馬県家畜伝染病予防法関係手数料条例(平成十一年群馬県条例第七十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の表家畜の検査を受けようとし、又は家畜の死体の検査を受けた者の群馬県伝染性貧血の項を削る。

(群馬県家畜保健衛生所手数料条例の一部改正)

第二条 群馬県家畜保健衛生所手数料条例(平成十二年群馬県条例第五十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の表試験検査を申請する者の項中

免疫反応検査	一件につき	五八〇円
--------	-------	------

を

免疫反応検査 (馬伝染性貧血検査を除く。)	一件につき	五八〇円
馬伝染性貧血検査	一件につき	一、二二〇円

に改める。

第三条 群馬県家畜保健衛生所手数料条例の一部を次のように改正する。

第二条の表試験検査を申請する者の項中「五八〇円」を「五九〇円」に、「一、六四〇円」を「一、六七〇円」に、「八二〇円」を「八三〇円」に、「五六〇円」を「五七〇円」に、「一、二七〇円」を「一、二九〇円」に、「五七〇円」を「五八〇円」に、「六二〇円」を「六三〇円」に、「一、二二〇円」を「一、二四〇円」に改め、同表診断書等の交付を申請する者の項中「五八〇円」を「五九〇円」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例中第一条及び第二条の規定は平成三十一年四月一日から、第三条及び次項の規定は同年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 第三条の規定による改正後の群馬県家畜保健衛生所手数料条例第二条の表の規定は、第三条の規定の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

群馬県知事 大澤 正明

### 群馬県条例第二十号

#### 群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第一条 群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例(平成十五年群馬県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

コンピュータ実験室	一時間につき	一、四五〇円
-----------	--------	--------

別表第三電気電子系の項中「一、三八〇円」を「五、五三〇円」に改め、同表食品系の項中「二、二六〇円」を「一、二五〇円」に改め、同表その他の機械器具の項中「一〇、五〇〇円」を「一、二五〇円」に改める。

別表第四電気電子系の項中「七、四〇〇円」を「七、四六〇円」に改め、同表材料系の項中「一、四九〇円」を「一、七七〇円」に改め、同表その他の機械器具の項中「七、四〇〇円」を「七、四六〇円」に改める。

別表第五試験の項中「二、三六〇円以上八、一三〇円」を「二、三六〇円以上一、六三〇円」に、「六、二八〇円」を「八、〇九〇円」に改め、同表分析の項中「五、五〇〇円以上三七、八〇〇円」を「三、八〇〇円以上三七、八〇〇円」に、「五、五〇〇円以上一二、四〇〇円」を「九、二五〇円以上一二、四〇〇円」に改め、同表試験・分析の技術レポート作成の項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別表第六試験の項中「一三、九〇〇円」を「一六、八〇〇円」に改め、同表試験・分析の技術レポート作成の項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第二条 群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第一多目的ホールの項中「四、二一〇円」を「四、二八〇円」に改め、同表研修室(全室)の項中「四、二〇〇円」を「四、二七〇円」に改め、同表第一研修

室の項中「二、八七〇円」を「二、九二〇円」に改め、同表第二研修室の項中「一、三三〇円」を「一、三五〇円」に改め、同表会議室の項中「一、五四〇円」を「一、五六〇円」に改め、同表第一開放研究室の項から第四開放研究室の項までの規定中「八九、四〇〇円」を「九一、〇〇〇円」に改め、同表コンピュータ実験室の項中「一、四五〇円」を「一、四七〇円」に改め、同表備考中「三千二百円」を「三千二百五十円」に改める。

別表第二産学交流室の項中「六一〇円」を「六二〇円」に改め、同表第一研修室の項中「一、七四〇円」を「一、七七〇円」に改め、同表第二研修室の項中「一、一三〇円」を「一、一五〇円」に改め、同表第三研修室の項中「六一〇円」を「六二〇円」に改め、同表会議室の項中「九二〇円」を「九三〇円」に改め、同表第一開放研究室の項及び第二開放研究室の項中「八九、四〇〇円」を「九一、〇〇〇円」に改め、同表備考中「三千二百円」を「三千二百五十円」に改める。

別表第三電気電子系の項中「五、五三〇円」を「五、六三〇円」に改め、同表計測系の項中「二、四六〇円」を「二、五〇〇円」に改め、同表機械系の項中「五、四五〇円」を「五、五五〇円」に改め、同表化学系の項中「一〇、五〇〇円」を「一〇、六〇〇円」に改め、同表食品系の項中「一、二五〇円」を「一、四〇〇円」に改め、同表バイオ系の項中「二、六二〇円」を「二、六六〇円」に改め、同表その他の機械器具の項中「一、二五〇円」を「一、四〇〇円」に改める。

別表第四電気電子系の項中「七、四六〇円」を「七、五九〇円」に改め、同表機械系の項中「二、九五〇円」を「三、〇〇〇円」に改め、同表材料系の項中「一、七七〇円」を「一、八〇〇円」に改め、同表その他の機械器具の項中「七、四六〇円」を「七、五九〇円」に改める。

別表第五試験の項中「八二〇円」を「八三〇円」に、「三九、一〇〇円」を「三九、八〇〇円」に、「二、三六〇円」を「二、四〇〇円」に、「一一、六三〇円」を「一一、八〇〇円」に、「九七〇円」を「九八〇円」に、「八、一三〇円」を「八、二八〇円」に、「八七〇円」を「八八〇円」に、「一、七九〇円」を「一、八二〇円」に、「一、〇八〇円」を「一、一〇〇円」に、「三、〇八〇円」を「三、一三〇円」に、「一、二三〇円」を「一、二五〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、〇三〇円」に、「三七、五〇〇円」を「三八、一〇〇円」に、「八、〇九〇円」を

「八、二三〇円」に、「二、二六〇円」を「二、三〇〇円」に、「一五、八九〇円」を「二六、一〇〇円」に改め、同表校正の項中「一、〇八〇円」を「一、一〇〇円」に、「五、八一〇円」を「五、九一〇円」に、「一、一三〇円」を「一、一五〇円」に、「一、三三〇円」を「一、三五〇円」に、「一、九五〇円」を「一、九八〇円」に、「九七〇円」を「九八〇円」に改め、同表分析の項中「二、八七〇円」を「二、九二〇円」に、「二九、八〇〇円」を「三〇、三〇〇円」に、「一六、四〇〇円」を「一六、七〇〇円」に、「二二、五〇〇円」を「二二、八〇〇円」に、「三、〇八〇円」を「三、一三〇円」に、「三、九四〇円」を「四、〇一〇円」に、「一、一三〇円」を「一、二五〇円」に、「二五、一〇〇円」を「二五、五〇〇円」に、「三五、九〇〇円」を「三六、五〇〇円」に、「二六、七〇〇円」を「二七、一〇〇円」に、「九、〇五〇円」を「九、二一〇円」に、「一三、八〇〇円」を「一四、〇〇〇円」に、「三七、八〇〇円」を「三八、五〇〇円」に、「九、二五〇円」を「九、四二〇円」に、「二二、四〇〇円」を「二二、六〇〇円」に改め、同表鑑定の項中「二、六七〇円」を「二、七一〇円」に改め、同表製作又は加工の項中「六一〇円」を「六二〇円」に、「二四、四〇〇円」を「二四、八〇〇円」に、「三、二九〇円」を「三、三五〇円」に、「五、〇三〇円」を「五、一二〇円」に改め、同表コンピュータによる設計又は解析の項中「二、二六〇円」を「二、三〇〇円」に、「四、五二〇円」を「四、六〇〇円」に改め、同表試験・分析の技術レポート作成の項中「五、一四〇円」を「五、二三〇円」に改め、同表研修生の受入れ(個別研修)の項及び研修生の受入れ(一般研修)の項中「二、五七〇円」を「二、六一〇円」に、「三、五九〇円」を「三、六五〇円」に改める。

別表第六試験の項中「一、〇八〇円」を「一、一〇〇円」に、「一七、一〇〇円」を「一七、四〇〇円」に、「八七〇円」を「八八〇円」に、「一、七九〇円」を「一、八二〇円」に、「二、五一〇円」を「二、五五〇円」に、「一六、八〇〇円」を「一七、一〇〇円」に、「六六〇円」を「六七〇円」に改め、同表コンピュータによる設計又は解析の項中「三、二四〇円」を「三、三〇〇円」に、「四、七三〇円」を「四、八一〇円」に改め、同表試験・分析の技術レポート作成の項中「五、一四〇円」を「五、二三〇円」に改め、同表研修生の受入れ(個別研修)の

項及び研修生の受入れ(一般研修)の項中「二、五七〇円」を「二、六一〇円」に改め、同表研究職員派遣の項中「二、五七〇円」を「二、六一〇円」に、「三、五九〇円」を「三、六五〇円」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例のうち、第一条の規定(群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例別表第五試験・分析の技術レポート作成の項及び別表第六試験・分析の技術レポート作成の項の改正規定を除く。)は平成三十一年四月一日から、同条中間条例別表第五試験・分析の技術レポート作成の項及び別表第六試験・分析の技術レポート作成の項の改正規定は同年七月一日から、第二条、次項及び附則第三項の規定は同年十月一日から施行する。

##### (経過措置)

2 第二条の規定による改正後の群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)別表第一から別表第四までの規定は、同条の規定の施行の日以後にされる使用の申請に係る使用料について適用し、同日前にされた使用の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

3 改正後の条例別表第五及び別表第六の規定は、第二条の規定の施行の日以後にされる試験等の依頼に係る手数料について適用し、同日前にされた試験等の依頼に係る手数料については、なお従前の例による。

群馬県所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法関係手数料条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

群馬県知事 大澤 正 明

### 群馬県条例第二十一号

#### 群馬県所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法関係手数料条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七条の規定に基づき、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号。以下「法」という。）の規定により裁定を申請する者から徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の額)

第二条 法第十条第一項、第二十七条第一項又は第三十七条第一項の規定により裁定を申請する者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数を納付しなければならない。

一 損失の補償金の見積額が十万円以下の場合 二万七千円

二 損失の補償金の見積額が十万円を超え百万円以下の場合 二万七千円に損失の補償金の見積額の十万円を超える部分が五万円に達することに二千七百円を加えた金額

三 損失の補償金の見積額が百万円を超え五百万円以下の場合 七万五千六百円に損失の補償金の見積額の百万円を超える部分が十万円に達することに三千四百円を加えた金額

四 損失の補償金の見積額が五百万円を超え二千万円以下の場合 二十一万六千六百円に損失の補償金の見積額の五百万円を超える部分が百万円に達することに三千五百円を加えた金額

五 損失の補償金の見積額が二千万円を超え一億円以下の場合 二十六万四千四百円に損失の補償金の見積額の二千万円を超える部分が四百万円に達することに四千八百円を加えた金額

六 損失の補償金の見積額が一億円を超える場合 三十六万六千円  
(手数料の返還)

第三条 納付した手数料は、返還しない。

(手数料の免除)

第四条 知事は、裁定を申請する者が次に該当する者であるときは、手数料の全部を免除する。

一 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二百五条第一項ただし書に規定する者

二 他の法令の規定により土地収用法第二百五条第一項ただし書の規定が準用される者

附 則

この条例は、平成三十一年六月一日から施行する。

群馬県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

群馬県知事 大澤 正明

#### 群馬県条例第二十二号

##### 群馬県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

群馬県道路占用料徴収条例(昭和二十八年群馬県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

別表備考中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 占用の期間が一月未満である場合の占用料の額は、この表の占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に、消費税(昭和六十三年法律第八号)第二十九条の税率と当該税率に地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条の八十三の税率を乗じて得た率との合計に一を加えた数を乗じて得た額とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例の施行の際現に道路の占用の許可を受けている者の当該許可に係る占用料の額については、なお従前の例による。

群馬県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

群馬県知事 大澤 正明

#### 群馬県条例第二十三号

##### 群馬県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

第一条 群馬県河川流水占用料等徴収条例(平成十二年群馬県条例第七十二号)の一部を次のように改正する。

別表備考中第六号を第七号とし、同表備考第五号中「四」の下に「(一月未満の土地の占用にあつては、三から五まで)」を加え、同号を同表備考第六号とし、同表備考第四号の次に次の一号を加える。

五 土地の占用の期間が一月未満である場合の土地占用料の額は、三及び四により算定した土地占用料の額に百分の百八を乗じて得た額とする。

第二条 群馬県河川流水占用料等徴収条例の一部を次のように改正する。

別表法第二十三条の規定により流水の占用の許可を受けた者又は法第二十三条の二の規定により流水の占用の登録を受けた者の項中「四、二六〇円」を「四、三三〇円」に、「百分の百八」を「百分の百十」に改め、同表備考第五号中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例中第一条及び次項の規定は公布の日から、第二条並びに附則第三項及び第四項の規定は平成三十一年十月一日から施行する。

##### (経過措置)

2 第一条の規定の施行の際現に河川法(昭和三十九年法律第六十七号。以下「法」という。)第二十四条の許可(当該許可の期間が一月未満であるものに限る。次項において同じ。)を受けている者の当該許可に係る土地占用料の額については、なお従前の例による。

3 第二条の規定による改正後の群馬県河川流水占用料等徴収条例(以下「第二条改正後条例」という。)別表の規定は、同条の規定の施行の日以後の期間に係る法第二十三条若しくは第二十四条の許可又は法第二十三条の二の登録(以下「許可等」

という。)に係る流水占用料又は土地占用料(以下「流水占用料等」という。)について適用し、同日前の期間に係る許可等に係る流水占用料等については、なお従前の例による。

4 知事は、第二条の規定の施行の日前に同条の規定による改正前の群馬県河川流水占用料等徴収条例の規定により同日以後の期間に係る許可等を受けた者の改正前の同条例の規定により算出した当該許可等に係る流水占用料等の額と第二条改正後条例の規定により算出した当該許可等に係る流水占用料等の額との差額があるときは、その者から当該差額を徴収するものとする。

群馬県立公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成三十一年三月二十二日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第二十四号

群馬県立公園条例の一部を改正する条例

第一条 群馬県立公園条例(昭和三十三年群馬県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一敷島公園の項中「サッカー・ラグビー場」を「サッカー・ラグビー場(管理棟(会議室及び多目的室に限る。))」に改める。

別表第四第一号イ(1)の表野球場の項中「(職業野球)」を削り、同号口の表大型映像装置の項及びハの表大型映像装置の項中

右欄に掲げる区分により計算した額に、広告を表示する催しを実施する日数(二以上の催しにおいて広告を表示する場合は、それぞれの催しごとの広告を表示する日数を合計した数)に一〇〇、〇〇〇円を乗じて得た額を加えた額

を

右欄に掲げる区分により計算した額に、広告を表示する催しを実施する日数(二以上の催しにおいて広告を表示する場合は、それぞれの催しごとの広告を表示する日数を合計した数)に、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に掲げる金額を乗じて得た額を加えた額  
一 アマチュアスポーツ以外のスポーツに利用する場合 一〇〇、〇〇〇円  
二 アマチュアスポーツに利用する場合 二〇、〇〇〇円

に

改め、同号への表中

二分の一点灯一時間につき	五、七六〇円
--------------	--------

を

二分の一点灯一時間につき	五、七六〇円	四分の五灯一時間につき	四、九三〇円
--------------	--------	-------------	--------

に、

区		分	位	使
		単	用	料
一式午前	一式一日			
				二、一七〇円
				五、一七〇円

別表第四第一号備考4中「職業野球」を「アマチュアスポーツ以外のスポーツ」に改め、同号備考7の表を次のように改める。

施設名	使用区分	多目的室	会議室
	一日	四、二六〇円	四、二六〇円
	午前	二、二二〇円	二、二二〇円
	午後	二、八四〇円	二、八四〇円
	時間外	二、二二〇円	二、二二〇円

ト 管理棟の附属施設を利用する場合

同表注3中「職業野球」を「アマチュアスポーツ以外のスポーツ」に改め、同表の次に次の一表を加える。

五分の一点灯一時間につき	二九、五〇〇円	八、四三〇円	一、三〇〇円	五六、五〇〇円
五分の一点灯一時間につき	二九、五〇〇円	八、四三〇円	一、三〇〇円	五六、五〇〇円
十四分の二点灯一時間につき	三、七〇〇円			

を に改め、

湯沸室	拡声装置	スイミングタイマー	ラグビー用器具	サッカー用器具	陸上競技用器具
一式午後	一式午後	一式午後	一組午後	一組午後	一式午後
一式午前	一式午前	一式午前	一組午前	一組午前	一式時間外
一式一日	一式一日	一式一日	一組一日	一組一日	一点一回
一式時間外	一式時間外	一式時間外	一組時間外	一組時間外	一式午後
四〇〇円	二八〇円	二八〇円	七五〇円	七五〇円	三、〇四〇円
二八〇円	二八〇円	二八〇円	五二〇円	五二〇円	二、一二〇円
六九〇円	六九〇円	六九〇円	五二〇円	五二〇円	八〇円
一、九五〇円	一、九五〇円	一、九五〇円	一、二八〇円	一、二八〇円	
二、七八〇円	二、七八〇円	二、七八〇円			
一、九五〇円	一、九五〇円	一、九五〇円			
四、七四〇円	四、七四〇円	四、七四〇円			
一、九五〇円	一、九五〇円	一、九五〇円			
二、七八〇円	二、七八〇円	二、七八〇円			
一、九五〇円	一、九五〇円	一、九五〇円			
四、七四〇円	四、七四〇円	四、七四〇円			
五二〇円	五二〇円	五二〇円			
七五〇円	七五〇円	七五〇円			
五二〇円	五二〇円	五二〇円			
一、二八〇円	一、二八〇円	一、二八〇円			
五二〇円	五二〇円	五二〇円			
七五〇円	七五〇円	七五〇円			
五二〇円	五二〇円	五二〇円			
一、二八〇円	一、二八〇円	一、二八〇円			
八〇円	八〇円	八〇円			

天 幕	温水シャワー室						
	一室時間外	一室一日	一室午前	一室午後	一室時間外	一室一日	一室時間外
一張り午後	一室午後	一室午前	一室午後	一室時間外	一室一日	一室時間外	一室時間外
一張り午前	一室午後	一室午前	一室午後	一室時間外	一室一日	一室時間外	一室時間外
一張り一日	一室午後	一室午前	一室午後	一室時間外	一室一日	一室時間外	一室時間外
七二〇円	二、〇八〇円	一、四五〇円	一、四五〇円	一、四五〇円	三、五四〇円	二八〇円	二八〇円
一、〇三〇円	二、〇八〇円	一、四五〇円	一、四五〇円	一、四五〇円	三、五四〇円	二八〇円	二八〇円
七二〇円	二、〇八〇円	一、四五〇円	一、四五〇円	一、四五〇円	三、五四〇円	二八〇円	二八〇円
七二〇円	二、〇八〇円	一、四五〇円	一、四五〇円	一、四五〇円	三、五四〇円	二八〇円	二八〇円

注1 この表において「午前」とは、八時三十分から十二時までをいう。

2 この表において「午後」とは、十二時から十七時までをいう。

3 この表において「一日」とは、八時三十分から十七時までをいう。

4 この表において「時間外」とは、八時三十分前及び十七時後をいう。

第二条 群馬県立公園条例の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表船着場の項中「六一〇円」を「六二〇円」に、「八二〇円」を「八三〇円」に、「一、〇二〇円」を「一、〇三〇円」に、「一、五四〇円」を「一、五六〇円」に、「二、〇五〇円」を「二、〇八〇円」に、「三、〇八〇円」を「三、一三〇円」に、「五、一四〇円」を「五、二三〇円」に改め、同表宿泊施設の項中「一、〇二〇円」を「一、〇三〇円」に改め、別表第二第二号の表売店等の項中「一三、六〇〇円」を「一三、八〇〇円」に改め、別表第二第三号の表標識の項中「二、〇五〇円」を「二、〇八〇円」に改め、同表電柱(支柱及び支線は、それぞれ一基とする。)の項中「六四〇円」を「六五〇円」に改め、同表公衆電話の項中「一、一三〇円」を「一、一五〇円」に改め、同表管類等の地下埋設物の項中「六七円」を「六八円」に改め、別表第二第四号の表物品販売の項中「七

三〇円」を「七四〇円」に改め、同表業としての映画の撮影等の項中「一二、七〇〇円」を「一二、九〇〇円」に改め、同表広告(大型映像装置によるものを除く。)の掲示の項中「一、七二〇円」を「一、七五〇円」に改める。

別表第四第一号イ(1)の表陸上競技場の項中「一一一、五〇〇円」を「一一三、七〇〇円」に、「四四、〇〇〇円」を「四四、八〇〇円」に、「一八、九〇〇円」を「一九、二〇〇円」に、「二六、〇〇〇円」を「二六、四〇〇円」に改め、同表野球場の項中「六八、九〇〇円」を「七〇、一〇〇円」に、「四七、三〇〇円」を「四八、一〇〇円」に、「一九、三〇〇円」を「一九、六〇〇円」に、「二八、九〇〇円」を「二九、四〇〇円」に、「三六、一〇〇円」を「三六、七〇〇円」に、「一四、一〇〇円」を「一四、三〇〇円」に、「二二、〇〇〇円」を「二二、四〇〇円」に改め、同表サッカー・ラグビー場の項中「七三、〇〇〇円」を「七四、三〇〇円」に、「四二、五〇〇円」を「四三、二〇〇円」に、「一八、二〇〇円」を「一八、五〇〇円」に、「二五、三〇〇円」を「二五、七〇〇円」に、「三八、八〇〇円」を「三九、五〇〇円」に、「一六、五〇〇円」を「一六、八〇〇円」に、「二三、三〇〇円」を「二三、七〇〇円」に改め、同表注1中「二十二万七千七百円」を「二十三万九千九百円」に、「九万千円」を「九万二千六百円」に改め、同表注2中「三万四千七百円」を「三万五千三百円」に改め、同表注3中「六万二千九百円」を「六万四千円」に改め、同表注4中「四万二千五百円」を「四万三千二百円」に改め、同号イ(2)の表陸上競技場の項中「三三、二〇〇円」を「三三、八〇〇円」に、「一四、〇〇〇円」を「一四、二〇〇円」に、「二〇、〇〇〇円」を「二〇、三〇〇円」に改め、同表補助陸上競技場の項中「六、三三〇円」を「六、四四〇円」に、「三、一六〇円」を「三、二一〇円」に、「三、九七〇円」を「四、〇四〇円」に改め、同表野球場の項中「一〇、八〇〇円」を「一一、〇〇〇円」に、「五、二六〇円」を「五、三五〇円」に、「六、七〇〇円」を「六、八二〇円」に改め、同表テニスコートの項中「八一〇円」を「八二〇円」に改め、同表水泳場の項中「三三、二〇〇円」を「三三、八〇〇円」に、「一四、〇〇〇円」を「一四、二〇〇円」に、「二〇、〇〇〇円」を「二〇、三〇〇円」に、「八、七五〇円」を「八、九一〇円」に、「一六、五〇〇円」を「一六、八〇〇円」に、「七、〇九〇



円」を「七、二二〇円」に、「一〇、五〇〇円」を「一〇、六〇〇円」に改め、同表サッカー・ラグビー場の項中「一〇、八〇〇円」を「一一、〇〇〇円」に、「五、二六〇円」を「五、三五〇円」に、「六、七〇〇円」を「六、八二〇円」に改め、同号口の表会議室の項、雨天練習室の項及びトレーニング室の項中「四、二六〇円」を「四、三三〇円」に、「二、一二〇円」を「二、一五〇円」に、「二、八四〇円」を「二、八九〇円」に改め、同表きよ火施設の項中「四、七五〇円」を「四、八三〇円」に改め、同表大型映像装置の項中「三〇、九〇〇円」を「三一、四〇〇円」に、「二二、七〇〇円」を「二二、九〇〇円」に、「二八、二〇〇円」を「二八、五〇〇円」に、「三三、六四〇円」を「三三、七〇〇円」に、「一〇〇、〇〇〇円」を「一〇一、八〇〇円」に、「二〇、〇〇〇円」を「二〇、三〇〇円」に改め、同号ハの表会議室の項及び投球練習所の項中「四、二六〇円」を「四、三三〇円」に、「二、一二〇円」を「二、一五〇円」に、「二、八四〇円」を「二、八九〇円」に改め、同表大型映像装置の項中「四、七七〇円」を「四、八五〇円」に、「一〇〇、〇〇〇円」を「一〇一、八〇〇円」に、「二〇、〇〇〇円」を「二〇、三〇〇円」に改め、同表放送報道室の項中「四、二六〇円」を「四、三三〇円」に、「二、一二〇円」を「二、一五〇円」に、「二、八四〇円」を「二、八九〇円」に改め、同号ニの表大会運営室の項及びホの表会議室の項中「四、二六〇円」を「四、三三〇円」に、「二、一二〇円」を「二、一五〇円」に、「二、八四〇円」を「二、八九〇円」に改め、同号への表陸上競技場の項中「一四三、二〇〇円」を「一四五、八〇〇円」に、「一一七、〇〇〇円」を「一二九、一〇〇円」に、「五八、六〇〇円」を「五九、六〇〇円」に、「二九、五〇〇円」を「三〇、〇〇〇円」に、「一四、四〇〇円」を「一四、六〇〇円」に、「四〇、九〇〇円」を「四一、六〇〇円」に、「三三、四〇〇円」を「三三、七〇〇円」に、「二六、七〇〇円」を「二七、〇〇〇円」に、「八、四三〇円」を「八、五八〇円」に、「四、一一〇円」を「四、一八〇円」に改め、同表補助陸上競技場の項中「八、六四〇円」を「八、八〇〇円」に、「五、七六〇円」を「五、八六〇円」に、「四、九三〇円」を「五、〇二〇円」に、「三、七〇〇円」を「三、七六〇円」に改め、同表野球場の項中「九五、六〇〇円」を「九六、三〇〇円」に、「五六、五〇〇円」を「五七、五〇〇円」に、「三七、〇〇〇円」を「三七、六〇〇円」に、「一九、一〇〇円」を

「一九、四〇〇円」に、「一一、三〇〇円」を「一一、五〇〇円」に、「七、四〇〇円」を「七、五三〇円」に改め、同号トの表会議室の項及び多目的室の項中「四、二六〇円」を「四、三三〇円」に、「二、一二〇円」を「二、一五〇円」に、「二、八四〇円」を「二、八九〇円」に改め、同号備考7の表陸上競技用具の項中「五、一七〇円」を「五、二六〇円」に、「二、一二〇円」を「二、一五〇円」に、「三、〇四〇円」を「三、〇九〇円」に改め、同表サッカー用具の項及びラグビー用具の項中「二、二八〇円」を「二、三〇〇円」に、「七五〇円」を「七六〇円」に改め、同表スミミングタイマーの項及び拡声装置の項中「四、七四〇円」を「四、八二〇円」に、「一、九五〇円」を「一、九八〇円」に、「二、七八〇円」を「二、八三〇円」に改め、同表湯沸室の項中「六九〇円」を「七〇〇円」に改め、同表温水シャワー室の項中「三、五四〇円」を「三、六〇〇円」に、「一、四五〇円」を「一、四七〇円」に、「二、〇八〇円」を「二、一一〇円」に改め、同表天幕の項中「一、七六〇円」を「一、七九〇円」に、「七二〇円」を「七三〇円」に、「一、〇三〇円」を「一、〇四〇円」に改め、別表第四第二号の表野外ステージの項中「六、六〇〇円」を「六、七二〇円」に、「二、七二〇円」を「二、七七〇円」に、「三、八七〇円」を「三、九四〇円」に改める。

## 附 則

## (施行期日)

1 この条例中第一条及び次項の規定は平成三十一年四月一日から、第二条並びに附則第三項及び第四項の規定は同年十月一日から施行する。

## (経過措置)

2 第一条の規定の施行の際現に群馬県立公園条例第八条第一項の許可又は同条例第十七条第一項の使用等許可を受けている者のこれらの許可に係る使用料又は利用料金の額については、なお従前の例による。

3 第二条の規定による改正後の群馬県立公園条例別表の規定は、同条の規定の施行の日以後の期間の使用に係る使用料又は利用料金について適用し、同日前の使用に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

4 第二条の規定の施行の日前に群馬県立公園条例第八条第一項の許可又は同条例第十七条第一項の使用等許可を受けた者は、第二条の規定による改正前の同条例別表

の規定による同日以後の期間に係る使用料又は利用料金の額と同条の規定による改正後の同表の規定による当該期間に係る使用料又は利用料金の額との差額があるときは、当該差額を納付しなければならない。

群馬県営住宅管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成三十一年三月二十二日

群馬県知事 大澤 正 明

#### 群馬県条例第二十五号

#### 群馬県営住宅管理条例の一部を改正する条例

群馬県営住宅管理条例(昭和三十五年群馬県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 現に同居し、又は同居しようとする者がある場合にあつては、同居する者が親族(次のいずれかに該当する者に限る。以下同じ。)であること。

イ その者の配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第十五条第二項第二号イを除き、以下同じ。)

ロ その者の三親等以内の血族又は二親等以内の姻族

第五条第一項第四号中「親族」の下に「(以下この項において「入居者等」という。)」を加え、同項第五号中「道府県民税」を「入居者等が道府県民税」に改め、

同項第六号中「過去」を「入居者等が過去」に、「者」を「場合」に改め、同項第七号中「県内」を「入居者等が県内」に改め、同項に次の一号を加える。

八 入居者等が身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居室においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると知事が認める者でないこと。

第五条第二項を削り、同条第三項中「前項に規定する」を「老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第七条の規定による入居の申込み(以下「入居の申込み」という。))をした者が第二項の知事が認める者に該当するかどうかを判断しようとする場合において」を削り、「当該入居の申込み」を「第七条の規定による入居の申込み(以下「入居の申込み」という。))」に改め、同項を同条第三項とする。

第六条第一項中「前条第一項第三号」を「前条第一項第二号」に改め、「第二号」を削り、同条第二項中「から第三号まで」を「及び第二号」に改め、同条第三項中「前条第一項第二号ロ」を「前条第一項第一号ロ」に改め、「(同条第二項に規定

する者にあつては、同条第一項第二号から第七号まで」を削り、同条第四項中「前条第一項第三号」を「前条第一項第二号」に改め、「第二号」を削る。

第十二条第一項第三号中「第五条第二項の規定により」を削る。

第十五条第二項第一号ト中「第五条第一項第二号イ」を「第五条第一項第一号イ」に改め、同項第三号中「第五条第一項第三号」を「第五条第一項第二号及び第四号」に改める。

第十六条第二項第五号ロ及び第二十條第四項中「第五条第一項第二号イ」を「第五条第一項第一号イ」に改める。

第三十五条第一項中「第五条第一項第二号」を「第五条第一項第一号」に改める。

第六十六条第二項の表中「第五条第四項」を「第五条第三項」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

群馬県立学校職員定数条例及び群馬県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

群馬県知事 大澤 正明

#### 群馬県条例第二十六号

群馬県立学校職員定数条例及び群馬県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

(群馬県立学校職員定数条例の一部改正)

第一条 群馬県立学校職員定数条例(昭和三十一年群馬県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「三、〇三九人」を「三、〇〇八人」に、「三、四八九人」を「三、四五八人」に改め、同項第二号ロ中「三〇人」を「二九人」に、「三四人」を「三三人」に改め、同項第三号イ中「七六〇人」を「七六九人」に、「八〇四人」を「八一三人」に改め、同号ロ中「六三七人」を「六六八人」に、「三四人」を「三六人」に、「八三人」を「八六人」に、「七五四人」を「七九〇人」に改める。

(群馬県市町村立学校職員定数条例の一部改正)

第二条 群馬県市町村立学校職員定数条例(昭和三十一年群馬県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「六、四八九人」を「六、四七〇人」に、「四二人」を「四五人」に、「三三二人」を「三三四人」に、「六、八五三人」を「六、八三九人」に改め、同項第二号中「三、九三六人」を「三、九六二人」に、「一七七人」を「一八一一人」に、「四、一三九人」を「四、一六九人」に改め、同項第三号中「一八八人」を「一六四人」に、「一九六人」を「一七二人」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

群馬県民の読書活動の推進に関する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

群馬県知事 大澤 正明

### 群馬県条例第二十七号

#### 群馬県民の読書活動の推進に関する条例

読書活動は、人が成長する過程において、言葉を学び、感性を磨き、表現力や知識を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであるとともに、民主的で文化的な社会の発展に不可欠なものである。

群馬県には、幼い頃から「上毛かるた」に親しみ、郷土に関する言葉や知識を学ぶという全国に誇る文化的風土がある。その一方で、近年の各種情報メディアの急速な発展等、読書活動を取り巻く環境が変化し、読書離れが懸念されている。

そのような状況の中、あらゆる世代を通じて、より積極的に読書活動が行われるためには、読書活動の意義や重要性について、県民の理解及び関心を高め、家庭、地域学校及び行政が連携して県民の読書活動を支援する環境を整備する必要がある。

特に、図書館は、人が読書活動を通じて、学び、成長し、自己実現を図ることを支援する「知の拠点」であり、読書活動の推進に大きな役割を担っていることから、その役割を十分に果たしていくことが期待されている。

こうしたことから、私たちは、子どもから大人まで、全ての県民の読書活動を支援する環境整備を推進し、知的で心豊かな生活と活力ある郷土の実現を目指して、この条例を制定する。

#### (目的)

第一条 この条例は、県民の読書活動の推進に関し、基本理念を定め、県の責務を明らかにするとともに、読書活動を推進するために必要な事項を定めることにより、読書活動の推進に関する施策を総合的に推進し、もって県民の知的で心豊かな生活と活力ある郷土の実現に資することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この条例において「図書館等」とは、公立図書館（図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する公立図書館をいう。）及び公民館図書室（公立図書館を設置していない町村が社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）

第二十一条第一項の規定により設置する公民館に置く図書室をいう。）をいう。

2 この条例において「学校等」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定子ども園をいう。

3 この条例において「社会教育関係団体」とは、社会教育法第十条に規定する社会教育関係団体をいう。

4 この条例において「子ども」とは、おおむね十八歳以下の者をいう。

#### (基本理念)

第三条 県民の読書活動の推進に関する施策は、全ての県民が生涯にわたり、家庭、学校等その他の地域の様々な場において、容易に読書活動が行える環境を整備することを旨として行われなければならない。

#### (県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念にのっとり、県民の読書活動を支援するための情報発信、啓発その他の読書活動の推進に関する施策を総合的に実施するものとする。

2 県は、前項の施策が円滑に実施されるよう、市町村、図書館等、学校等その他関係機関及び社会教育関係団体（以下「市町村等」という。）との相互連携の促進に努めるとともに、市町村等に対して読書活動の推進に資する人材の育成のための支援を行うものとする。

#### (図書館等の機能充実)

第五条 県は、県民の読書活動を推進する上で図書館等が重要な拠点であり、群馬県立図書館（以下「県立図書館」という。）は、その中核的な役割を担う施設であることに鑑み、県立図書館における読書活動の推進に必要な環境を充実させるよう努めるものとする。

2 県は、図書館等（県立図書館を除く。）の機能の充実を図られるよう、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

3 県は、学校図書館（学校図書館法（昭和二十八年法律第百八十五号）第二条に規定する学校図書館をいう。）に対して、前項の規定に準じた支援を行うものとする。

(市町村の取組)

第六条 市町村は、図書館等において、地域の実情に合わせた住民の読書活動を支援するための環境整備に努めるものとする。

2 市町村は、住民の読書活動を推進するための施策を実施するに当たっては、県、学校等その他関係機関及び社会教育関係団体との連携に努めるものとする。

(県民の取組)

第七条 県民は、日常生活の中で読書活動に親しむとともに、家庭において、読書活動の楽しさを共有することにより、家族の意思疎通を深め、読書活動がより身近に感じられ、読書活動への興味及び関心を深めることができる環境を整えるよう努めるものとする。

(学校等の取組)

第八条 学校等は、家庭及び社会教育関係団体と連携して、子どもの発達段階及び特性に応じ、子どもが日常生活において本に親しみ、読書活動を楽しむ習慣の形成に努めるものとする。

2 学校等は、県及び市町村が実施する読書活動の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(読書活動推進会議)

第九条 県は、第三条の基本理念の実現を図るため、読書活動推進会議を置くことができる。

(財政上の措置)

第十条 県は、第四条第一項の施策に必要な財政上の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

群馬県文化財保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

群馬県知事 大澤 正 明

群馬県条例第二十八号

群馬県文化財保護条例の一部を改正する条例

群馬県文化財保護条例(昭和五十一年群馬県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「特別の事情があるときは、」を「当該県指定重要文化財の適切な管理のため必要があるときは、法第九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を」に、「を」を「に」に改める。

第十七条第一項ただし書、第三項及び第四項並びに第四十九条中「現状の変更」を「現状変更」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

群馬県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成三十一年三月二十二日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第二十九号

群馬県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

群馬県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年群馬県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項の表新田山田水道の項及び東部地域水道の項を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十二年四月一日から施行する。

(群馬県水道用水料金徴収条例の一部改正)

2 群馬県水道用水料金徴収条例(昭和五十八年群馬県条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表新田山田水道の項及び東部地域水道の項を削る。

(群馬県水道用水料金徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日前に供給した前項の規定による改正前の群馬県水道用水料金徴収条例に基づく水道用水の料金の取扱いについては、なお従前の例による。

群馬県水道用水供給事業に係る布設工事監督者を配置すべき水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成三十一年三月二十二日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第三十号

群馬県水道用水供給事業に係る布設工事監督者を配置すべき水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例

群馬県水道用水供給事業に係る布設工事監督者を配置すべき水道の布設工事等を定める条例(平成二十四年群馬県条例第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「短期大学」の下に「(同法による専門職大学の前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。)を含む。)」を、「卒業した後」の下に「(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)」を加え、同条第八号中「又は水道環境」を削る。

第四条第二号及び第四号中「者であつて、当該卒業をした後」を「(後「専門職大学前期課程にあつては、修了した後)」に改め、「同条第三号に規定する学校の卒業者」の下に「(専門職大学前期課程にあつては、修了者)」を加え、同条第五号中「卒業者」の下に「(専門職大学前期課程にあつては、修了者)」を加える。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に行われた技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として水道環境を選択したものは、改正後の第三条第八号の規定の適用については、同項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として上下水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

群馬県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成三十一年三月二十二日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第三十一号

群馬県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 群馬県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年群馬県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項の表県立がんセンターの項中「外科、気管食道科、呼吸器科、消化器科、婦人科、泌尿器科、耳鼻咽喉科」を「呼吸器内科、消化器内科、血液内科、外科、呼吸器外科、消化器外科、乳腺外科、頭頸部外科、泌尿器科、婦人科」に改め、「呼吸器外科」を削り、「歯科口腔外科」の下に「整形外科」を加える。

第七条第三項中「者の」の下に「県立がんセンターにおける」を加え、「別表第二に掲げる額」を「二千六百九十円」に改め、同条第六項中「病床数」を「一般病床数」に改め、「より受けた」の下に「県立がんセンターにおける」を加え、「別表第二に掲げる額」を「二千六百九十円」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二 削除

第二条 群馬県病院事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「二千六百九十円」を「二千七百三十円」に改め、同条第五項中「五百四十円」を「五百五十円」に改め、同条第六項中「二千六百九十円」を「二千七百三十円」に改め、同条第七項中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

別表第一分べん介助料の項中「一八五、一〇〇円」を「一八八、五〇〇円」に、「一二三、四〇〇円」を「一二五、六〇〇円」に、「二二六、〇〇〇円」を「二二〇、〇〇〇円」に、「一四一、九〇〇円」を「一四四、五〇〇円」に改め、同表新生児介補料の項中「五、七九〇円」を「五、八九〇円」に改め、同表妊婦健診料の項中「四、八三〇円」を「四、九一〇円」に改め、同表妊産婦・じよく婦保健指導料の項及び乳房ケア指導料の項中「二、一六〇円」を「二、二〇〇円」に改め、同表産後健診料の項中「二、六七〇円」を「二、七一〇円」に改め、同表新生児健診料の項中「七、九二〇円」を「八、〇六〇円」に改め、同表新生児聴力検査料の項中「六、一七〇円」を「六、二八〇円」に改め、同表避妊処置料の項中「三二、四

〇〇円」を「三三、〇〇〇円」に、「五、四〇〇円」を「五、五〇〇円」に改め、同表リンパドレナージ料の項中「八、二二〇円」を「八、三七〇円」に、「六、一七〇円」を「六、二八〇円」に、「九、二五〇円」を「九、四二〇円」に、「七、二〇〇円」を「七、三三〇円」に改める。

別表第三県立心臓血管センターの項中「一四、七〇〇円」を「一四、九〇〇円」に、「七、二九〇円」を「七、四二〇円」に、「五、六八〇円」を「五、七八〇円」に改め、同表県立がんセンターの項中「二八、五〇〇円」を「二八、八〇〇円」に、「八、七四〇円」を「八、九〇〇円」に、「三、〇八〇円」を「三、一三〇円」に改める。

別表第四健康診断等（特別な方法によるものを除く。）に係る料金の項中「百分の百八」を「百分の百十」に改め、同表セカンドオペニオン（他の病院又は診療所の診断及び治療方針について所見を述べることをいう。）に係る面談料の項中「一〇、八〇〇円」を「一一、〇〇〇円」に改め、同表生命保険等に係る面談料の項中「六、一七〇円」を「六、二八〇円」に改め、同表文書料の項中「二、〇五〇円」を「二、〇八〇円」に、「二、七七〇円」を「二、八二〇円」に、「五、一四〇円」を「五、二三〇円」に、「一、四四〇円」を「一、四六〇円」に、「二、一六〇円」を「二、二〇〇円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条、次項及び附則第三項の規定は平成三十一年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 第二条の規定による改正後の群馬県病院事業の設置等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第一分べん介助料の項の規定は、同条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後の出産について適用し、施行日前の出産については、なお従前の例による。

3 改正後の条例別表第四（健康診断等（特別な方法によるものを除く。）に係る料金の項を除く。）の規定は、施行日以後の医師による面談及び文書の交付の申請について適用し、施行日前の当該申請については、なお従前の例による。

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---